

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第3号)

平成23年12月14日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

森 淑 子

広 沢 真

佐々木 裕 子

有 賀 光 子

第 3 議案第1号 監査委員の選任について

第 4 議案第2号 柴田町土地開発基金条例を廃止する条例

第 5 議案第3号 柴田町長寿社会対策基金条例を廃止する条例

- 第 6 議案第 4 号 柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を廃止する条例
  - 第 7 議案第 5 号 柴田町 21 世紀の田園文化創造基金条例の一部を改正する条例
  - 第 8 議案第 6 号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第 7 号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与  
及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 10 議案第 8 号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び  
柴田町地域活動支援センターもみのき）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番森淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。大綱2点、質問いたします。

#### 1、家庭内の問題に専門家の配置を。

現在、小中学校にはいじめや不登校等の問題を抱える児童のために3人の相談員が派遣され、また、児童館や保育所には臨床心理士が派遣されています。これらの専門家の派遣は現場で大きな成果を上げています。本町では児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、離婚など、家庭内の問題に関する相談は一般行政職の職員が当たっています。相談内容は多様化かつ増加していて、職員削減の折から大きな負担になっているのではないのでしょうか。児童虐待、非行などの問題に関する相談は一般行政職の職員が当たっておりますが、相談内容は多様化かつ増加していて、職員削減の折から大きな負担になっているのではないのでしょうか。児童虐待、非行などの問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、経済状況、養育者の

心理の状態、子供の特性など、さまざまな背景を持っている場合が多いと言われます。これらは複雑に絡み合っていて、単独の事柄を解決して終わるものではありません。児童相談所や女性センター、福祉事務所に持ち込まれるとしても、相談に来た人をまずしっかりと受けとめて、問題がどこにあるのか、専門知識を持って聞き取る能力のある人が必要です。児童福祉法の改正により、児童・家庭相談に応じることが市町村の業務として明確化され、児童・家庭相談員を配置している自治体もあります。高い危機管理意識を持ち、家庭全体の問題を解きほぐして相談を受けることのできる専門家の配置を要望しますが、いかがでしょうか。

## 大綱2、子育て広場事業の拡充を。

子育て広場は「屋根のある公園」と呼ばれ、ゼロ歳から未就園児を持つ親子が気軽に交流できる場所として好評です。幼稚園入園前の子供を持つ親たちは同年齢の子供や親と接する機会が少なく、育児不安や孤立した子育てが問題になるのもこの年齢の子供を持つ母親です。子育て広場に参加して、ほかの子供の様子を見る、ほかの親と子の接し方を見ることで、自分の子育てを振り返ることができます。そこで知り合った人たちと情報交換をし、友達づくりができる場所にもなっています。また、子供は人の動きや行動を見てまねることで育っていくものです。親以外の多様な人々を見、かつ見守られる時間や空間が必要です。福島第一原発の事故以来、放射能汚染が心配で子供の公園での遊びを控えている家庭もあり、子育て広場の重要性が増しています。車に乗らなくても徒歩や自転車で参加できるよう、槻木、船迫地域にもっと子育て広場を開設してはいかがでしょうか。お考えを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員、大綱2点ございました。

1 問目、家庭内の問題に専門家の配置をでございます。

平成16年に児童福祉法の一部改正が行われ、平成17年4月から児童・家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定されました。市町村は子供に関する問題について家庭等からの相談に応じ、子供が有する問題や子供の置かれた環境の状況等を的確にとらえ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、子供の福祉を図ることや権利を擁護することが求められました。

町での児童・家庭相談については、相談窓口の周知を図りながら、子ども家庭課の担当職員や保健師が主な窓口となり、相談相手が自分自身の考えを整理して納得のいく結論や判断

に到達できるような対応に努めております。相談後の支援については、町、児童相談所、学校、警察、その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながらそれぞれの役割を適切に果たしているところでございます。さらに、支援機能の強化を図るために、高めるために、柴田町要保護児童対策地域協議会を10月19日に設立いたしました。担当職員、保健師、保育士など、相談業務にかかわる職員は必要な専門知識と技術を修得する研修の受講や児童相談所などの専門家から助言と指導を受けるなど、専門性の向上に努めておりますが、必ずしも体系的で一環的な体制整備ができていないのも事実ではないかと考えております。今後は、それぞれの担当職員の連携を図るとともに、専門の相談員の配置を検討してまいります。なお、その職務を遂行する上で人選が大変大事になってきますので、配置については少し時間をいただきたいというふうに思っております。

大綱2点目、子育て広場の関係でございます。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安、悩みを相談できる場を提供するため、柴田町子育て支援センターでは地域子育て支援拠点事業として実施しております。平成22年度において、子育て・親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため開催したなかよし広場は、子育て支援センターを会場に106回開催し、3,648人の参加がありました。また、子育て支援センターに来ることができない親子のため、移動なかよし広場やいっしょにあそぼうを開催いたしました。町内各地区に支援センター職員が出向いて、地域の保育資源を活用しながら、生涯学習センターや公民館、体育館、保育所、児童館などを会場に22回開催し、517人の参加がございました。また、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、NPO法人柴田子育て支援ゆるりんへ事業委託して開催した子育て広場ゆるりんは、新栄集会所を会場に平成22年度は40回の開催で参加者は1,535人ございました。

本事業は、広場の定期的な開設を試験的に実施し、子育て家庭の親と子が気軽に集い、交流できる場を提供することや、広場のあり方と子育て家庭の周知方法など、ニーズの把握に努めながら検証することを目的に実施してきたものです。私も参加してみて、参加したお母さん方から継続の要望が出されておりますので、今後子育てサポート支援事業の内容を精査した上で、子育て広場の拡充について検討してまいります。

以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 森淑子さん、再質問ありますか。許します。
- 10番（森 淑子君） ただいまの答弁ですと、大綱1の方ですが、専門相談員の配置を考えるとということでしたが、時期とかどういう形での配置ということを考えていますでしょうか

か。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答えいたします。

どういう形だと申しますのは、やはり近隣で実施しているところの団体の情報なども確認させていただいて、それに見合う形で進めていきたいなど。参考にさせていただきたいと。町長の答弁にもございましたように、やはりその人選につきまして非常に重要なポイントになりますので、その辺も考えながら進めてまいるといふことで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 人選が大変ということですが、これは年々と大きな問題になってきております。もちろん担当課の方では把握しておられると思いますけれども、DVの問題でありますと、22年度中に、21年度から22年度にかけて500件、警察に持ち込まれる件数がふえているということです。22年度は1,348件ありまして、前年は800台だったんですね。ことしになりますと、震災絡みでさらにふえています。ずっとこのところ増加傾向であったんですが、あの震災のために、既に別々に住んでいたDV家庭で片方が被災してまた一緒に住むようになって、またもとのような暴力行為が始まったということで、警察に対する相談件数というのがさらにふえているということです。また、子供の虐待関係ですけれども、ちょっと資料古いんですけども、平成15年には2万5,000件だったものが、20年度には4万件を超しております。4万1,000件ぐらいの相談が持ち込まれているということですけれども、柴田町への相談はどのぐらいの状況でここ5年でも10年でもいいんですが、ふえているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 22年度で申し上げますと、22年度で、済みません、DVの方ではなくて児童虐待の相談ということでの受理件数でご説明させていただきますが、22年度で新規で町の方に情報として提供いただいたといえますか、ご連絡ありまして受付したというふうにカウントしておるのは18件で、子供さんの数としましては対象児童の数が22人という数字になってございます。これは受付をいたしまして、これがただいま質問にもありましたように、町ではその状況の確認というのが義務づけられておりますので、その該当者のところにお伺いしましてその状況を確認させていただきまして、これは今後やはり支援、継続した支援、フォローが必要だなというふうにとらえたものにつきましては支援をしていくということになります。22年度末現在の数字では、28件、42人というふうにとらえていると

ころでございます。

でありますから、今申し上げまして受付をしまして、継続してとらえている数といたしましては22年度末では28件の42人というふうな形でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 仙南でももう既に児童・家庭相談員を配置しているところがありますがけれども、臨時職員で対応しているところも多いと思いますね。柴田の場合はどういう形の採用を考えていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） いろいろ臨時職員であったり嘱託職員だったり、いろいろな形で今もう既に配置されている団体、市町ではやっております。特に今仙南では白石市、角田市、岩沼市まではちょっと確認をさせていただいているんですが、仙南ではその3カ所、市ですね、主に。まだ町で配置していらっしゃるところは亘理町というような状況でございます。ですから、今後検討させていただきますが、配置する形としては嘱託職員というような形になるのかなというふうに考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 仙南では市ということでしたけれども、北の方では例えば女川町ではかなり以前から5年ほど前から専門の相談員置いています。現在どうなっているかはちょっとつかめていないんですね。直接電話して聞いてみようかと思ったんですけども、多分震災対応で忙しくしておられるだろうと思って電話をすることは遠慮しました。本に載っているのを見たんですけども、女川町では平成18年には地域協議会ですけども、要保護児童対策地域協議会を平成18年には設立しています。それ以前から町内でネットワークをつくっていろいろな活動をしております。柴田町はちょっと今までのいろいろな話を聞いていますと、縦割りで自分の担当課のことだけで仕事をしている部分が多く見受けられるように感じましたんですけども、女川町ではネットワークをつくって、課の枠を取り外して児童虐待やDV対策に当たっています。

まず、発生の予防としては、育児相談機能や母子保健事業の強化ということで保健センター、養育者の孤立を防ぐための支援サービスとして子育て支援事業を保育所や福祉係で行っており、また、住民が虐待防止の重要性を理解して制度についてわかるようにと住民への啓蒙活動を検討するというので、要保護児童対策地域協議会が動いております。また、早期発見ということで、住民が母親の育児不安や虐待、いじめ等の問題に早期に対応するための



相談窓口ということで、相談窓口の周知徹底ということを福祉係や要保護児童対策地域協議会が行っております。また、役に立つ相談ができる窓口ということで、福祉係が専門知識を有する福祉相談員を配置し、母親のみならず保育所、学校等の相談も受けられる体制をつくっております。それから、保健センター、保育所、学校、民生児童委員等の研修と関係機関との連携を図るということでネットワーク機能を強めようということで、地域協議会が動いています。柴田町でもつい最近地域協議会が立ち上がったようですけれども、柴田の場合は仙南では一番最後と聞いています。それから、処理懇談ケースの対応ということで地域協議会等の関係者が福祉係と一緒に従っており、それから在宅支援ということで子どもセンターからの助言を得ながら在宅で支援を図るということで、福祉係がいろいろな団体と支援を図る。子どもセンターや女性センターから戻ってきた人たちの支援に当たるということもしているようです。

それで、これは女川町が平成17年、18年にかけて立ち上げたネットワークなんですけれども、柴田町では今までどのような感じでネットワーク事業を行っておいりましたでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これは今議員のご質問にもございまして、私も反省しなくてはならないなと思って伺っておったんですけれども、決して柴田町が縦割りで対応してきている形ではございませんでした。その対応の仕方についての、体制についてのPRが我々の方での発信の仕方が足りなかったなというふうに今反省して伺っておりました。これまでは柴田町は子供の虐待防止ネットワークという組織で動いてございまして、これも当然健診、子供の4カ月だったり、1歳何カ月という健診の中では町の保健師が直接対応するわけで、そういう中で、例えば子育てへの不安とか、子供への愛情の感じ方がどうしても何かうまく構築できないんだというようなご相談を受けているということも聞いていますし、そういう中でこういう状況がありますということであれば、子ども家庭課の方と連携いたしましてお伺いしたり、また、法改正の前ですと仙南保健福祉事務所の方の担当の専門家の方たちと連携をとりながら対応すると。また、学校の中でこういう子供が見えると、見られるというようなお話があると、やはりその今までですと虐待防止ネットワークという組織の中で関係機関が集まりまして、県の職員も来ていただきまして、専門職員に来ていただきまして対応してきたという内容でございます。

それで、先ほど町長の答弁にもございましたように、10月19日に柴田町が仙南では確かに最後になってしまいましたんですけれども、要保護児童対策地域協議会を設立するというこ

とができました。これに基づきまして、これを中心に核にしまして、なお一層の対応をしていくという形で取り組んでいるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 立ち上がったというのはいいんですけども、柴田町が一番最後になったというのはどういう事情だったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これは県の方も各形としては要保護児童地域対策協議会という設立をするということで取り組んでおったんですけども、実質的に活動の内容が、名称が違いますけれども、柴田町では子供虐待防止ネットワークですか、その中で活動しておりましたので、あとはその会員の中に医師団からですか、専門職であるお医者さんだったり、あと歯科医師の先生だったりもご参加いただくということが必要でございましたので、その調整もございましてこのようになったと。10月にはなりましたんですが、本来は22年度中に設立する予定でございました。ところが、3月11日の震災等がございまして、その設立総会を10月にせざるを得なかったという事情もございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 22年度にできたとしても最後であったことには変わらないわけですよね。同じようなことをしていたということですが、同じことをしていたんだったら名称を変える必要はなかったと思うんですけども、やはり何か危機意識が、重大な問題だという意識が足りないのではないかと私にはいつも感じられるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 森議員さんにそういうふうに感じられたということについては、町の対応についてやはりもう一度見直しまして、積極的な発信をしていかなければならないなというふうにとらえております。

時期が名前が変えなくてもというご質問につきましては、法改正がありましてそういう名称の組織に変えるということが通知があったんですね。ですから、今申し上げました組織の構成員のご参加をいただくための調整にいろいろお時間をいただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 先ほど例に挙げた女川町では平成18年にできております。仙南の方で

もそのころから次々とできてきたわけですけれども、それで課長は一生懸命やっておられたとおっしゃるんですけれども、よそから見た場合ですね、柴田町が必ずしも一生懸命やっていると見られていないということが、私このところいろいろと話を聞いて言われることが多いですね。県の職員からも言われましたし、福祉事務所でも言われました。「柴田町はおくれている」と。私も何か人ごとのよう、DVにしる虐待にしる、人ごとのように聞こえることがあったんですけれども、よそからそういう目で見られるということは今まで感じたことがございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

県の職員さんですか、あと保健福祉事務所の方からもというお話がございましたんですが、児童虐待の担当課としてのいろんな相談業務とか、会議とか、直接仙南保健福祉事務所の母子障害班が担当していただくんですけれども、そういう職員というのは会議の中でも私は直接そういうような指摘とございますか、お話をいただいたことはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○10番（森 淑子君） では、職員の研修、直接相談を受ける職員の研修は年に何時間ぐらいされていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 済みません、年に何時間という正確な数字はちょっと今手元になくて申しわけないんですけれども、12月、この前の8日も宮城県の中央児童相談所と県内の児童相談所が主催しましての県内市町村等との業務会議とかの中でその研修という時間がとられておりますので、そういうところには子ども家庭課の職員もそうですし、あと保健師さんにもご案内する、また、施設の保育士等にも案内しまして、出席して研修を受けているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） ということは、今までは相談を受けていた職員はそんなにきちんとした専門知識を研修の中で受けるということは余りなかったということではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 宮城県の子ども総合センターがございまして、そちらで、あとは保育士とかですね、あとそういうテーマごとに児童虐待も含んでいますし、食育もございまして、そういうあとは障害を持っていらっしゃる子供さんをテーマにした研修とかが

ございます。それがご案内が来ます。年間スケジュールですね。そのときには各施設、やはりなかなか持ち場を離れての研修というのは大変なんですけれども、柴田町は積極的に参加するようにしていますし、参加している実情でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） ということは、やはり自分の担当部署の、保育所の職員であれば保育に関する事、児童虐待ということだとは思いますが、ばらばらに研修を受けているという形ですよね。実際に相談を受ける職員が総合的な研修を受けたということではないというふうにとらえていいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問が例えば町で担当課でその講師さんをお招きしまして全体的な、町民の皆様にもご案内しながらの例えば講習会とか、そういう研修会というものを開催しているのかというご質問でございましたら、それはしてございません。ただ、申し上げましたように、ちょっと名前忘れてしまって申しわけないんですが、この前も県の方での研修で対人関係に対する、つまりご相談いただいた方のお気持ちを読み取るとか、その中の内容を酌み取りの仕方とか、あとそれに対する職員が対応した職員のその技術的な面という内容の研修がございました。それにも子ども家庭課の方に通知が来たんですけれども、町職員の関係する保健師、あとは保育士、当然子ども家庭課の職員も関係するところにはご案内しまして、そして合同で出席をさせていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（森 淑子君） 大体何となく役場の職員の研修の関係がわかったような気がしますが、多分その県とか福祉事務所とか児相で柴田町に感じているのは、柴田町の方では相談者が来ると、「はい、あなたは児相、あなたは女性センター」って振り分けているだけみたいな感じにとられてもしようがないのかなという気がいたします。いろいろな問題を一手に引き受けるのはやはり普通の行政職では難しいことで、専門的に心理学その他の勉強をした人でないと、かなり厳しいことなんだろうという感じがします。で、先ほどの答弁の中で児童相談員、専門的な相談員をつけるということで、いつになるかはわかりませんが、一応そのことでは専門的な人がいて、問題を抱えた人たちの受け皿になると。その人が相談を受けた上で、じゃこのケースはどうしたらいいのかと決められるようになれば、柴田町ももっと相談に来やすくなる。どうしても今までの形ですと、相談しづらい雰囲気というのが、来てもそんなに一生懸命動いてもらえないんじゃないのかなというのがあったんじゃないか

など思うんですけれども、専門家が早く見つければ、24年度中というふうには考えてよろしいんでしょうか。24年から、3カ月の間に見つけるというのは厳しいかもしれませんが、見つかり次第配置されるということになると考えてよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） そうですね。いつという時期につきましては、その専門職の方ですと、当然報酬というのが発生してまいりますですね。その報酬も今質問に出ております相談員に対しての財政支援のメニューというのは今のところないんですね。といいますと町の単独ということで対応せざるを得なくなるということもございますので、その辺も含めまして考えていかななくてはならないのかなというようにとらえているところです。ですから、時期につきましてはそういうことも含めまして検討させていただきまして、その内容で進めていくということと考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 亘理町ではインターネットで相談員の募集をしておりました。柴田町でも、結局は人だと思うんですね。どうか適任者を、相手の身になって考えて相談を受けることのできるような人を探していただくようお願いしたいと思います。

大綱2の方です。

NPOが行っていた広場については試験的に実施したということですがけれども、試験的に実施して、ニーズの把握のためとありましたけれども、ニーズの把握はできたのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問では、実施した内容でやはりご利用される方は身近なところにそういう開催されると参加率も上がるのかなというふうにとらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） それで、ニーズの方はどのように充足される予定でしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ニーズと申しますと、先ほど町長の答弁にも申し上げましたように、今、町でもそういう広場はずっと継続してございますし、今後もそのきめ細かい求められる子育てのそういう場所の提供はしていかなければならないのかなというふうと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 22年度のNPOがやっていた子育て広場の参加者の住所なんですが、開催していたのは新栄集会所ですが、子育て広場の方でアンケートをとっているんですね。9月27日の子育て広場でとったアンケートなんですが、参加者がこのときは44名でした。それで、船岡から参加している人は16人ぐらいですね。それから、上名生が5人、下名生2人、成田2人、それから本船迫とか西船迫、東船迫、四日市場、白幡、槻木西、角田からも来ておまして、町内全域から来ている感じなんです。場所が大型店の近くということで参加しやすいということで、買い物ついでに来ているという方も多いと思うんですけども、先ほど移動なかよし広場、子育て支援センターが行っている移動なかよし広場なんですが、これですと槻木生涯学習センター、去年、22年度1年間なんですけれども、槻木生涯学習センターでは2回、農村改善センターでは3回ということで、1年間で2回か3回というところが多いですね。一番多いところで西住児童館、西住の場合は公民館と児童館に分かれています、西住地区では5回やっているんですけれども、回数としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 移動なかよし広場については今議員さんもお調べいただいた内容でさせていただいているわけなんですけれども、22回ほどですかね、全体的に移動なかよし広場では開催させていただいておりますが、なかよし広場ということで支援センターで会場にして開かせていただいているのが106回というような回数になってございます。これは回数につきましてはやはりその施設を利用して開催するものですから、移動なかよし広場の場合ですと。ですから、そういうことではその施設の利用状況とかにも調整が必要になってくるということがありますので、できる限り開催しているということでとらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） その場合、今子育て広場を実施しているのは三つの法人と町とですね。社会福祉協議会がきららなどをやっけておまして、槻木で1カ所、あとは福祉センターで1カ所ということなんですけれども、3カ所回ってみますと、それぞれ雰囲気も違うし、やり方も違うということです。それで、子育て支援センターの場合はサポーターの方たち、企画は職員が立てて、サポーターの方たちが一緒に遊ぶという感じです。きららの方は民生委員の方たちがボランティアでしている。それから、NPOの方は有償ボランティアのような

形でやっていて、やり方もNPOの方は見守りが中心になっています。お茶飲みながらということでもあるんですけども、同じ広場でもいろいろやり方があって、きょうはのんびりしたいのでNPOの方に行こうとか、きょうはちょっと自分も体も動かしたいので子育て支援センターの方に行こうとか、使い分けもされているようで、同じ方もあちこち回ったりしております。槻木の方ではちょっと回数的にはかなり少ないと思うので、広場事業をそのNPOに任せるにしろ、社会福祉協議会にお願いするにしろ、もっと回数をふやしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） やはり今議員のご質問の中でも提案いただいたような形で、やはり身近なところでそういう開催する事業がございまして、参加しやすいのかなということもありますので、今回の議会で大坂議員のご質問いただいたときにも申し上げましたんですけども、やはり例えば町が今やっている事業の中での回数をふやすことも兼ね備えながら、業務委託というか、そういうことで受けていただけるのであれば、やはり町でやっている部分をその受けられるところでのアウトソーシングということは必要といたしますか、一つの手法かなというふうにとらえているところです。ですから、町が今限られた職員の中で、今申し上げましたような状況下の中で、このままで回数をふやすということはなかなか難しいのかなというふうにとらえておるんです。ですから、そういう意味ではアウトソーシングという手法を考えながら、その相手先といたしますか、受けていただけるところとの業務の内容の精査が必要なのかなというふうにもとらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） きょうの大坂議員の質問で、NPOの育成ということが随分話し合いの中、答弁の中にも出てきましたので、町の方でもいろいろ検討はされていると思います。今、昔はたくさん5人も6人も子供を育てたお母さんたちが多かった。今は1人か2人ですね。3人もいるとびっくりするぐらい多いということで、どのお母さんも初心者なんですね。もう初めての経験で子供を育てているということがほとんどです。核家族もふえておりますし、何も手探りの状態で子育てをしている。虐待が多いのもその未就園のゼロ歳から3歳までの子供が圧倒的に多いということなんですね。ぜひこの広場は本当に若い人たちにとってはとても大事な場所になっていると思います。課長はきょうですね、見に行かれたことはないようなお話でしたけれども、それで見学に行かれたことは本当になかったでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のご質問はゆるりんさんの新栄会場ということですか。

（「はい」の声あり）会場には行った記憶は私はあるんですけども、ただ、事業の中で中まで入ったかということとはちょっとないですね。ただ、うちの職員は行っているのかなと思うんですけども、行っていませんでしたですかね。その辺ちょっと確認させていただきます。総会には出席させていただきましたけれども、事業のところには私は直接まだ行ってないかもしれません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 答弁を聞いててね、申しわけないんですけども、いつも人ごとのような感じがするのはそのあたりなんですよ。やはり実際に見に行っ、これが本当に必要なかどうかというのをやはりご自分の目で確認していただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁要るんですか。

○10番（森 淑子君） お願いします。そういうことについてはどのようにお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それは大変重要なことなのかなと思いますので、今後は行かなければならないというふうにとらえます。ただ、委託業務でやってございますので、委託業者に、業者といいますかですね、信頼しているということなんですよ、私どもからとらえますと。そういう一面もあるということをご理解いただければと。今後は何回か見学をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 特定のグループとかということではなくて、実際に現場を見ていただくのが一番やはり仕事の上で役に立つのではないかと私は考えています。

質問は以上です。アウトソーシングをこれから重視していくということによろしいでしょうか。これで最後です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） アウトソーシングにつきましては手法の一つですから、これは子ども家庭課の業務だけではございませんのでね。町が今しているものについてはすべてまずはそれを念頭に置いてそれぞれの部署で検討しているということでございますので、その一環の中では子ども家庭課もあらゆる業務についてアウトソーシングを検討させていただくということでございます。



○議長（我妻弘国君） これにて10番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、7番広沢真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。大綱1問、お伺いします。

**第5期事業計画策定で今後の介護保険はどうなるか。**

平成24年度は介護報酬の改定、診療報酬の改定が同時改定される年であります。医療と連動して介護サービスの提供のあり方が大きく変わることになります。町としては平成24年から26年の3カ年の第5期介護保険事業計画が策定される年でもあります。国の財政負担は変わらないままの財政構造で、保険料値上げか給付費削減かのジレンマの構造は変わっていない上に、ことしの通常国会で介護保険法が改定され、地域包括ケアの具体化が盛り込まれました。事業計画にどのような影響があるのか、また、町内で特養ホームの開設で保険給付費がふえている影響で介護保険料への影響も予想されています。

そこで、第5期介護保険事業計画にかかわって、一つ目、介護予防・日常生活支援総合事業についてどのようにとらえているか。

二つ目、高齢者の実態を事業計画にどのように反映させるか。

三つ目、特養ホーム入所待機者の現状は。

四つ目、来年度以降の介護保険料はどうなるか。

以上、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員の介護保険関係でございます。4点ございました。

1点目、今回の第5期介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年までの3カ年の計画となっております。今年度成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。この総合事業は、市町村の判断により地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源等の活用を図りながら実施されるものです。本町においては、要支援1、2に認定されている283人と、生活機能の低下が見られ要介護認定等となるおそれのある高齢者などいわゆる2次予防事業対象者約1,200人を合わせて合計で1,500人を対象に、生活支援サービス等を総合的に提供するものです。この事業の導入によって、要支援と要介護認定非該当者を行き来するような高齢者に対し、切れ目のないサービスの提供が可能となり、また、虚弱や引きこもりなど要介護

認定されない高齢者に対する円滑なサービスが提供されるようになります。

しかし、この総合事業の内容については、現時点において国からの事業の詳細な手引きが示されていないため、導入のための詳細な検討ができない状況にあります。さらに、要支援者に対しても事業の導入は大きな制度の変更となりますことから、第5期事業の計画中でしっかりと時間をかけて検討してまいります。

2点目、高齢者の実態を事業計画にどのように反映しているかということですが、これまで高齢者の数、高齢化率、要介護認定数、介護給付費等の状況から、第5次事業計画に係る推計を行うとともに、平成22年度に日常生活兼ニーズ調査を分析し、推計数に反映させることとしております。このニーズ調査において、高齢者の介護に対する考え方がよくわかる結果となっております。一般高齢者においては、日常的に高齢化に伴う運動機能の低下や認知症予防に係る関心が大きく、みずから介護予防している高齢者が多いことがわかりました。また、現在要介護認定を受けている高齢者は、みずからの住まいで暮らしていきたいとの希望が多いことも把握できました。この日常生活兼ニーズ調査を踏まえ、現在5期介護保険事業計画の策定をしており、今後の介護保険事業の運営にも反映していけるものと考えております。

3点目の待機者の問題ですが、これまでは県のホームページに掲載されているとおり、町内の特養の待機者はおのおの300名を超える申込者となっております。しかし、待機者数は各施設に対しての申し込み総数となっていることから、1人の高齢者が複数の施設の申し込みをしている場合の実態が把握できない状況となっております。このことから、県では今年度、申込者数の実態調査を実施し、市町村単位においての待機者数を取りまとめを実施しているところです。過般、実態調査の速報値として連絡がございました。その速報値では、本町に居住している特別養護老人ホームの申込者は、自宅にいる方103名、病院10名、老人保健施設58名、グループホーム等21名の合計192名となっております。実態調査の発表は今月中旬との連絡がありましたので、県のホームページで見ることができるものと思われま

す。4点目、介護保険料の関係ですが、今年度において第5期介護保険事業計画の策定をするため、さきに挙げました日常生活兼ニーズ調査を参考に、人口や高齢者数、さらに要介護認定数、これまでの介護保険給付費の実績などをもとに、3年間の保険給付費の推計を実施しております。これまで保険給付費の推計から介護保険料の算定をしておりますが、保険料単価改定や利用者負担割合の変更、ケアプラン策定費の自己負担の導入、施設入所者の室料負担、財政安定化基金の拠出など未決定事項が多く、保険料の見込み算定が大幅におく

る状況にあります。全国的には第4期の介護保険料の25%から35%の上昇が見込まれておりますが、本町においてもこれまでの推計結果から、現在の介護保険料月額3,400円から同程度の上昇が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 広沢真君、再質問ありますか。（「はい」の声あり）どうぞ。

○7番（広沢 真君） 第5期事業計画の本論に入る前に、幾つか現状を確認しておきたいと思うんですが、この介護保険にかかわっては、昨年この介護保険の中の施設居住系サービスの利用料の上限を決める参酌標準というのがあって、全体の利用料の37%に抑えなくてはならないという基準がありました。これが昨年廃止されました。私これ聞いたとき「おっ」と思ったんですが、この参酌標準が廃止された後、これそのものは非常に大きな改善だと思うんですが、町の介護保険で変化があったのかどうか、その現状を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今のご質問のことなんですが、柴田町の介護給付費の現状を申し上げますと、居宅、施設、大体六、四の割合というふうになっております。施設が大体4割ぐらいの給付費の割合というふうになっております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その上限が取り払われたということで、理論上は町の裁量でサービスをふやすことができるということにはなっているんですが、例えばことし開業した特養ホームが新たな入所者を迎えました。それによって町の介護保険については影響があったと私は認識しているんですが、どのような影響があったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

今年度に入りまして、新たな特養が開設されております。海老穴にできている第二常盤園でございますが、現在80名の定員ということで満床の状態でございます。先ほどの答弁の中にもあったんですが、それでも待機者が360名を超えているという、希望者の多い施設でございます。80名定員の中で柴田町民の方で現在39名入所されております。試みに22年の10月とことしの10月、要するに開設前、開設後の施設サービス費の数字の動きを見たんですが、428万円ほど月額でふえています。年額にすれば5,000万円を超える給付費の増というふうになっ

ているものと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） この政府の方針で参酌標準は廃止されたんですが、今聞いたとおりその給付がふえていて、逆に町の介護保険の財政を圧迫するという事態が、実は柴田町だけでなく新たに居宅系のサービスを始めた自治体でふえているということでもあります。なぜこういうようなことになっているかといいますと、今の政府の方針が新たな歳出増や歳入減を伴う施策の導入拡充を行う際は、同時に歳出減や歳入増の制度改変を行い、財源を確保しなければならないという、ペイ・アズ・ユー・ゴーと言うそうですが、こういう財政運営戦略で決められた基準に基づいて政策を打ち出しているということですね。今、盛んにマスコミでも報じられている税と社会保障の一体改革の一番大もとにある原則はこれだということです。ですから、その一面で37%の上限を外したからといって、それが介護保険の前進に直接つながっているかということ、実態はそうではないと。ぶっちゃけて言いますと、町の判断で介護保険のサービス充実したかったらしてもいいよと。そのかわり、その分の上乗せ分を国はお金を出すつもりはありませんという、その考え方が今の現状にあって、介護保険はまだ決して安定したものになっていないというのが現状だということでもあります。

その現状を踏まえまして、本論の質問に入っていきたいというふうに思うんですが、今のご答弁では詳しい話がまだ来ていないということもありましたが、今回の国会で法改定、あるいはその介護保険法だけではなく、その関連の制度も含めていろいろと改変があったというふうに思いますが、それについて何が変わったのかということをごどのように認識しておられるか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険法の改正についてお答えいたします。

このことは、議員ご案内のとおり高齢化が進みまして65歳以上の高齢者がふえ、それに伴って介護サービスを受けられる方もふえ、あわせて介護費用がふえているというまず現状がございます。そういうことから、国の方では給付と負担のバランスについて長期的な視点で現在議論されているというふうに理解しております。また、今度の改正介護保険法の重要ポイントとして、その地域包括ケアシステムの実現がうたわれております。このことはいわゆる地域の介護力を向上させる、いわゆる地域にかかわる関係者、また、その事業所含めてそういう包括したケア体制の構築ということの推進ということで、その持続する制度の維持、給付と負担のバランス、あわせてその地域包括ケアという2点、それにポイントを置いた改

正というふうに理解しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今回の法改定は今の一番大きな点は、介護予防・日常生活支援総合事業というのを導入することができるというのが一番大きな中身だと思いますが、そのほかに例えば定期巡回サービスといって24時間365日対応の巡回サービスをできることになったということでもありますとか、あるいは事業計画の中で医療との連携、高齢者の居住施策との連携というような言葉を盛り込んで、計画の作り方が変わると。それから、これもまた大きなことだと思いますが、都道府県に介護保険の財政安定化基金というのがあります。これを取り崩して各市町村に貸し付けるなり交付するなりして、各市町村の介護保険料の上昇を抑えるために使うことができるということが新たに今回の法改定で盛り込まれているということがあります。それから、これもまた大きなことですけれども、これまで医師やナースに限定されていた介護施設での医療行為を一定部分講習を受けた介護職員が行えることになること。それから、これは社会福祉及び介護福祉法という法律の一部改定です。それから、サービスつき高齢者住宅、これは高齢者住まい法というのが新しくできた法律です。それから、介護型療養病床、これについては私もこの議会で何回か取り上げてきましたが、介護型療養病床の全廃を6年間先延べするというのが新たに打ち出された方針であります。

この介護の制度改変というか、改定ですね。これを見ていく際に、先ほど前提として挙げましたペイ・アズ・ユー・ゴーの考え方でいくと、充実するからにはどこかで削らなくちゃならないということがルールとして今の政府が言っている中身であります。じゃ、それがどこで削るということなのかということで、私が考えて質問として出したのは、介護予防・日常生活支援総合事業、以下総合事業というふうに言いますが、この総合事業がその介護を削るための一つ仕組みじゃないかなというふうに考えています。

先ほど町長のご答弁で、この総合事業の対象として考えられているのは1,500名だというご答弁ありましたが、実はこの総合事業の上限というのは決められています。この上限が介護給付費の3%以内という上限が決められているんですが、例えばこの1,500人が新たなサービスに移行して3%以内におさめるということができかどうか。推計しているかどうかはわからないですが、お考えを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ただいま議員申されたその3%という、これは総合事業の枠ということではなくて、地域支援事業全体の枠の中でということに理解しております。現在、要支

援1、2の方のいわゆる介護予防給付費、これについてもある支出の割合があります。それが対象者が全部となれば、もちろんその3%は超過します。これの移行するかしないか、それのケアマネジメントも必要だと思いますし、相対的に見て3%内というのは心配といたしませんか、懸念される数字でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 日本共産党の議員が全国の各地で今回の12月議会でも質問に取り上げたりしている人がいるんですが、多くの自治体がこの3%は非常に不安だと、実現は無理じゃないかと言っている自治体もあります。ですが、これをやらないとほかのサービスを充実できないというセットで来ていますから、そこをどうするかということが大きな議論の中心になっているということでもあります。

今回の総合事業、総合事業というふうに略して言いますが、どういう中身が言われているかといいますと、対象になっているのが先ほどの答弁にもありましたとおり、要支援1、2というような軽度と見られている人たちですね。が中心になってサービスの変更ということを言われているわけですが、具体的な例を挙げますと、例えば要支援1、2の人で、例えば今ヘルパーさんがうちに来て家事の援助をしている、あるいはデイサービスに週1回とか2回とか行っている。そういう人たちがこの総合事業に枠組みをはめると、例えばその人がこの総合事業の対象になるかどうかというのは、もちろん先ほど言われているとおりケアマネージャーと自治体の判断ですけれども、ただ、その中身が例えば家事サービスでこれまで「体の調子はいかがですか」と言いながら、対話をしながらご飯をつくったり家事援助をしたりしていたヘルパーさんの仕事が、例えば業者さんの宅配弁当に変わる。あるいは、デイサービスに通って、そして多くの同年代の人たちと交流をしながら一日を過ごすというサービスが、たまに回ってくる民生児童委員さんの見回りということになる。そういうようなサービスに変えざるを得ないような内容がこの中に含まれているというのが、この総合事業の特徴であります。

これを導入するかどうか、これは実は自治体の裁量に任されています。ですから、自治体によっては導入しないというふうにもう既に表明している自治体もあるんですが、この部分について町としてはどう考えるか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） この日常生活支援総合事業の求めるものというのは、先ほど申し上げました地域包括ケアの充実推進というのが大きな目標でございます。それで判断します

と、私どももいろいろ検討の材料としてこのメリットというものを考えておるんですが、要介護認定において要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目のない総合的なサービスの提供ができる。あと、虚弱、引きこもりなどの介護保険要に結びつかない高齢者に対する円滑なサービスの導入、また、自立や社会参加の意欲の高い者に対するボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供、生活支援の必要性が高い要支援者に対する地域の実情に応じた生活を支えるための総合的なサービスの提供、これからますます進む高齢者社会にあって、その地域の介護力を高めていく、要するに介護ボランティアの方の協力なり含めたそういうものからすれば、今後大きな流れとして私どもはこちらの方を目指していきたいなというふうには思っております。

ただ、町長の答弁で先ほど申し上げましたようないろいろ不確定要素がございますので、次の第5期計画中にいろいろ情報、また、そのサービスの受け皿となる事業所の体制、これも大きな心配事でございますので、ケアマネジメントを行う包括センター、支援センターですね、あと生活支援サービスを行う事業所の受け入れ体制がどうなのか等々もやはり検討の材料になろうかと思えます。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 町長のご答弁の中にニーズ調査がありました。ニーズ調査との高齢者の意識等をですね、高齢者が望んでいるサービスと、それからこれから総合事業で行おうという事業に対しての私はずれがあるのではないかと考えているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ニーズ調査でございますが、第5期のこの計画策定に当たりましてニーズ調査を行っております。昨年の10月から11月にかけて、調査対象が2,500人に介護認定を受けていない高齢者に対して調査を行いました。一般高齢者については115問、若年者40問、要支援介護者51問ということで調査を行ったわけです。その調査の分析を行っているわけなんですけど、いろいろな項目を上げた中で特に注目しているのが、健康のために心がけていることについては、健康のためにさまざまな習慣を意識して、生活習慣を意識して健康に留意しているんだという方が結構多いございます。食生活に気をつける方が7割以上ですね。あと睡眠だと6割以上というふうに、多くの方がまず健康のために気をつけている。あと意識的に体を動かしている方が大体6割、60%ぐらいいらっしゃる。あと、頻度等も調

査しております。あと介護保険については、介護が必要になったときの希望ですね。そういう調査項目も設けて、最も多いのは「介護サービスを利用しながらできる限り今の自宅で暮らしたい」、これが42%の方、あと「家族に介護してもらいながらできる限り今の住まいで暮らしたい」22.5ということで、合わせて6割以上、64%の方が介護が必要になったときの居場所を自宅というふうと考えておる。このことから、先ほどの地域の介護力の向上といえますか、その包括ケアの推進というものが当たってくるのかなということが読みとれます。

あと、町に期待することでは、健康増進、生きがいくりのための施策、これが45.8%と、いろいろ項目多岐にわたってございまして、こういう調査項目の分析を踏まえて、今度の計画の中に盛り込むという考え方でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 高齢者が介護に介護保険を利用する、あるいは介護が必要になる経過というのは、すべてでないでしょうけれども、例えば転倒によるけがとか、本人が自覚しないで、自覚というか、本人が意図しないで起こった事故によるものというのも結構きっかけとしてあると思います。経年によってね、年を経ることによってだんだん衰えていって介護が必要になるという方もいれば、ある日突然けがをして介護を受けることになるということもありまして、当然本人の意向として自宅で過ごしたい、あるいは介護を受けるのも家族も交えてということがあると思いますが、ただ、これを介護する家族まで含めて意向調査すると、また違った結果が出てくるのではないかなと。やはり、例えば先ほどの居宅型のサービスについて希望者が多くて待機者がいるということについては、必ずしもその軽度者だけのニーズ調査だけではなく全体をとると、今必要なのが例えば地域でのその自覚的な人によるボランティアによる介護だけではないというのが、やはりそのニーズを総合的に見るということが私は必要じゃないかなというふうに思うんです。

このニーズ調査というのは、形式として高齢者全体の調査を行う悉皆調査になっているのか、あるいはサンプル調査なんでしょうか、どっちなんでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） サンプル調査でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） やはり今度法改定により日常生活圏域における高齢者のニーズ調査というのを実施することが決められておりますので、この際サンプルではなく、その全高齢者



を対象にした悉皆調査を行うことを私は求めたいと思うんです。その上で、例えばみずから調査票に記入できる元気な高齢者だけではなくて、家族と相談しながら家族と話をしてしながら記入する人や、あるいはニーズ調査としては高齢者本人ではなく家族なんかも書けるようなそういう状況を考えておかないと、ニーズの正確なところというのはつかめないんじゃないかというふうに思います。

今検討中であればなおさらのことですね、期間的には苦しいかもしれませんが、全高齢者に対する悉皆調査もぜひ検討していただきたいというふうに思います。それによってやはりその高齢者と高齢者を抱える家族の意向を反映した使いやすい介護保険に移行していく、そのことの第一歩になるのではないかなと私は考えますので、ぜひそのニーズ調査は悉皆調査を求めていきたいというふうに思います。

それで、まず介護予防・日常生活支援総合事業ですが、どう見ても何というのか、これまでの公的な支援で国からお金が来て町からもお金を出して保険料も出して、いつ介護が必要になっても対応できるという介護体制を、その軽度の部分についてサービスをより楽なものにすることによってお金を浮かせようというのがありありと見える事業になっています。その部分ではぜひ導入するかしないかのことについては慎重に考えていただきたい。できれば導入をしないという決定をして、何というのか、この地域包括ケアの中身というのはこの総合事業に頼らなくても現行の制度でも十分実現できるものであると思います。その点についてはぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それで、同じくその利用するに当たっては、保険料というのが非常に重要になってきます。まだ推計が出てこなくて策定ができないというようなお話もありましたが、介護保険料について伺いたいと思います。

介護保険料のほかに今回の法改正では実は事前には介護の保険の利用料が今の1割負担から2割負担に上げられるのではないかということが議論されています。これが非常に不安だったんですが、幸いにして今回その中身が盛り込まれなかったのが保険料の問題になるんですが、これについて、県の方から例えばその都道府県の財政安定化基金の取り崩しによって上昇を抑えることができるということが今度から盛り込まれるんですが、何かこれについて情報提供されているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） このことについては報道では保険料軽減のために財政安定化基金を取り崩すという報道はされているんですが、具体的に県からはまだ報告は来ておりませ

ん。一応参考までなんですが、基金の3分の1が市町村負担ということで、柴田町が1,700万円ほどその基金に拠出しておまして、これが保険料軽減のために市町村に戻されるというんですか、ということであれば、今のところ54円ぐらい保険料として下がるんじゃないかなというふうに見込んでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 根本的にこの県の基金を取り崩したからといって大きく例えば引き下げられるとか、現状でいうその大幅な介護給付費の増を抑える、介護給付費の増を賄うというところまではいかないともつけ焼き刃にはなるんですが、それについては当然のことで利用していただきたいなというふうに思いますが、それからそのほかのことについて伺いますが、例えば今回から新たに設けられる定期巡回サービス、これについてどのように通達なりが来ているのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今度の計画にその法改正に伴う定期巡回の事業については計画の中に組み入れる考えでございます。ただ、これについてもその受け入れる事業所との調整と申しますか、それについて今後していかなくちゃならない。ただ、方向的に在宅の介護サービスの要望、ニーズというものがそこがございますので、それに向けて調整を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） これの建前は24時間365日対応のサービスをするということなんですけれども、介護の職員と私知り合いなもので話をしてみると、もしそういうサービスができると、さらに労働条件が厳しくなるんじゃないかと。介護報酬が来年度改定されるということでもありますけれども、それで十分な職員を確保できるようなことになれば、その受け入れ側の施設の方がパンクするのではないかというような懸念も出されているんですが、そういう懸念の声などは出されていませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 前回の改正の中でもこの夜間の巡回の考え方はあったんですが、やはり受け入れる事業所が体制整わないということでなかなか実現できないでいるものでございまして、これをもう一步踏み込んで訪問介護と看護のネットワークによる連携による定期巡回ということで今度の法改正の中にもうたわれてきたんですが、今申し上げたやはり夜勤勤務のマンパワーの確保というのがやはり一つの課題かなというふうに考えておりま

す。そういう声はまだ今後業者との調整の中でヒアリングなりしながら、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） このサービスの導入というのは一定でニーズにこたえている部分ではあるんですが、これまでの例えば訪問介護の大半が1件当たり1回30分以上家にとどまってサービスを行うことですが、この巡回サービスが導入されると、1回当たり5分から15分で1日に複数回訪問して夜間は利用者からの電話などに対応するということになっているんですが、5分から10分で必要なサービスが確保できるかどうかというのも、事業者にとっても、あるいは利用者にとっても不安が残るところであります。それから、これ伺いたいんですが、この定期巡回サービスを受けた場合、これまで受けていたほかの訪問介護や訪問看護あわせて受けられるかどうか、そのことについての基準は示されているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） これについてはケアプランが前提になるわけなんですけど、そこら辺の調整は今後のこの計画に盛り込む段階で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） できるできないについて、その制度面から指定されているというわけではないんですね。それはあわせてできるかどうかについても裁量の範囲なんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ちょっと今手元の資料にないものですから、後でご回答申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それから、新しいサービスでサービスつき高齢者住宅というのがスタートするという事なんですけど、これについては当然新しく出ているので、何か町内で動きがあるということがまだないのかもしれませんが、もし話題になっていたらお答えいただきたいんですが、何かないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） まだ現在のところございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それから、町としてどう考えるかなんですが、例えば居宅型のホー

ム、特養ホームなどで今度の法改正で介護職員が一定の講習を受ければ医療行為までできるというようなことがされているんですが、そのことについて私は非常に不安を感じているんですが、実際詳しいまだ基準が示されていないかもしれませんが、そのことについてはどう考えるか、伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） これについても今までも当面のやむを得ない措置として、在宅、特別養護老人ホーム、特別支援学校において介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することが一定の要件のもとに運用によって認められてきた経過がございます。今度法的な安定性に欠けるといった指摘もあったために、介護現場において必要なケアにより安全に提供できる仕組みを構築するというところでございます。

けさの新聞報道でも県の社会福祉協議会が県の委託を受けましてたんの吸引の講習会、介護現場の職員を対象とした研修会が行われておりまして、実現の方向に向かっているのかなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） その際、例えば吸引の途中で不慮の事故が起こって呼吸が停止したというような事故なんかが起こった場合に、どこに責任追及がいくのかなというのも不安なんですけれども、そういう場合はどうなるか、まだ示されてはいないかもしれませんが、議論の中身があったら教えていただきたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） この医療行為については、研修を受けた介護職員等が医療関係者との連携が確保された事業所ということでございますので、医療と介護現場との連携の中のどちらがどう責任という問題についてはちょっとそこまでは承知していませんが、連携のもとに行われているような行為でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、例えばその施設の中に看護師さんとかがいるという前提で、その手の足りないところに行われるというふうに考えていいんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 看護職員がいなくても、看護師がいなくても、介護職員でその医療行為ができるという、ただ、一定の研修を受けた者というふうに限定されるということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 町で議論することではないかもしれませんが、その辺も含めて実態を把握することは必要でないかなというふうに思いますので、ぜひ町としても詳しい情報はとらえていただきたいなというふうに思います。

介護保険全体を見ますと、今回一定新しいサービスができて前進する中身もあります。今のその例えば巡回サービスも一定ニーズにこたえているものでもあります。ただ、その中身が介護の職場の実態を踏まえたものになっていないために、絵にかいたもちになりかねないということと、それからサービスが分散されるために一人一人の利用者さんに対するサービスがおざなりになるという心配もあります。それから、医療行為の合法化についても今挙げたとおり不安はついて回ります。その点でも高齢者のニーズ、先ほど来前半から挙げている高齢者のニーズを調べながら、そのニーズにこたえるということと、それからより利用しやすい介護保険の制度を町としても確立していくことというのが、特にこの第5期に当たって一層重要になってきていると。介護保険、当初の目的はやはりこれまで、それまで家族の大きな負担によって成り立ってきた介護が公的に保障されるという点で、介護を受ける本人はもちろんのこと、家族にとっても大きな希望の光になるはずでした。しかし、今では逆に費用負担と、それから高齢者のニーズに必ずしもマッチしていないということによるそごが大きく生まれてきているというのが実態であります。その点でも第5期の事業計画を策定する上において改めて強調したいのは、ニーズ調査で悉皆調査を含めたニーズ調査を行ってほしいということと、それから特に調査を記入できる元気な高齢者だけではなく、その家族の人にも話を聞いてほしいというのは再前提であります。

それで、やはり利用しやすい介護保険というのを考える場合には、その保険料、利用料が大きな問題になります。この保険料、値上げが必至ということが先ほどから答弁で直接的には言わないまでも検討せざるを得ないというようなことを言われていますが、そこについて伺いたいと思いますが、現状で例えば基金を取り崩すことは、現状でその介護保険、柴田町の介護保険で持っている基金はどれぐらい取り崩すことができるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 現在保険料の推計算定を行っているんですが、町の基金からの取り崩しは4,000万円ほど考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 4,000万円取り崩すとどれぐらい抑えることができるのでしょうか。 1

人当たり。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 大ざっぱ概算ですが、大体100円から200円ぐらいかなと思います。

○議長（我妻弘国君） 課長、先ほど1,700万円で54円と言っていますよね。（「それは県のやつです」の声あり）はい。

○福祉課長（駒板公一君） 失礼しました。県の拠出と同じ割合で下げられるものと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、やはりその一番大きなネックになってくるのは、最初で上げた通りサービスふやしても国は一切お金出さないよというのが最大の問題なんです。国庫負担が全然引き上がらないので、むしろ下げる方向なので、結局のところ自治体が自分のタコの足をタコが食うような形で、給付のサービスを上げようと努力をすると保険料にはね返ってくるというこの悪循環が続いています。多くの自治体がもうこれ以上保険料を上げられないという悲鳴を上げている自治体がたくさんあります。その中でやはり私も実はこの場でも何回も取り上げてきましたが、最終的に国が負担分を上げない、そして保険料を上げられないというふうになったら、一般会計からの繰り入れを行って値上げを行わないという自治体も全国で出ています。その考えを柴田町でとることはないかということ伺いたと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今のところ一般会計から繰り入れしますと国民健康保険にもはね返ってまいりますので、今のところはそういう考えを持たないで、やはり健康づくりに力を入れて、そのお金があるのであれば健康づくりに力を入れて、なるべく介護にならない人をふやしていくと。最後には必ずみんな介護になるわけですから、その時間を延ばしていくと。そういう方向に取り組まざるを得ないのではないかなというふうに思っております。一般会計からの補てんというのは今のところ考えておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それでも当然町長が言われているとおり、その介護にならないように努力をするというのが最前提ですけれども、それを心がけてやっている高齢者が多いのも事実です。昔に比べれば元気な高齢者が多いのはそのとおりだと思いますけれども、ただ、や

はりその限度というものがあります。きょうは国保のことを言うつもりはないですけども、ただ、国保も限界です。介護保険も限界です。ですから、総合的に考えれば将来的に町民が全く負担をできなくなってしまう、パンクするというのではどうしようもないので、その介護保険、あわせて国民健康保険にも含めてその一般会計からの繰り入れをぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、これは町長ですね。町長にそのどうしようもなくなったらどうするんだというお考えを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） どうしてもということにならないようにしなきゃならないというふうに思っておりますし、やはりよく私もいろんなことを見ているし、自分の親を見ていますと、やはり周りからのサポートがちょっともう少し柴田町ですべき必要があるのではないかなど。一人でこの健康づくりとかやっていると、なかなか続かないという面もございますので、町を挙げてこの健康に関心を持つ人をふやすとともに、サポートしていく体制、まだまだシステムというのになっておりません。ですので、来年度はこの健康づくり、スタンプ制度と、スタンプだったっけ。健康推進課長、名前何でしたっけ。健康推進課長。

○議長（我妻弘国君） 健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） ポイント制。

○町長（滝口 茂君） ポイント制、失礼しました。そういう制度を導入して、とにかくこの家の中に閉じこもっていないで外に出て、そして少しでも健康に関する知識と、それから気分と体力と、そちらになるような仕組みをつくっていききたいなというふうに思っております。ですから、やはり今度支える人ですね。マンパワーについてももう少し充実していかないといけないのではないかなどそういう思いもございますので、支える人も支えられる人もまずは努力できるように、そういう仕組みですか、そういうものを柴田町としても構築して、なるべく介護サービスは本当に必要なときに使うというような町にしていけば、広沢議員言うように制度が破綻することはないのではないかなど今のところ思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） この介護保険制度も含めて、一時期は政府が削減の枠を決めてここまですべて削減しなさいということを書いてきていました。社会保障制度全体に言えることですが、それが国民の大きな批判にあって、今現在は上からの基準の押しつけということはしません。ただ、お金は出さないから自治体で自分たちで判断して削減するなりの施策を進めてくださいよというのが最初から強調している中身であります。そういう中で、自治体が例えば

サービスの切り捨て者になるのか、あるいはそういう中でも町民に十分なサービスを届けるために努力をするのか、ここが今大きく問われているところではないかというふうに思います。来年度のその第5期の介護保険事業計画の策定に当たっては、何度も言うようですが、町民が介護保険を利用しなくてはならなくなったとき、これは最初から利用したいと思っている方はほとんどいないと思いますが、したいと思ったときに、安心して使える、そしてまた、家族の人が安心して介護ができるそういう環境を整備するために事業計画の策定を進めていただきたいということを最後に申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

答弁漏れですか。はい、どうぞ。

○福祉課長（駒板公一君） 失礼しました。先ほどの広沢議員の質問に対して答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

巡回と通常訪問の併用サービスのことなんですが、今まで国県等の詳細なサービス内容の指示がございません。そんなわけで併用できるかできないかは現在のところ不明でございます。

○議長（我妻弘国君） 11時20分から再開いたします。

午前11時05分 休 憩

---

午前11時20分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。大綱1問、質問させていただきます。

**美しい都市空間の整備について。**

大震災から早いもので9カ月、柴田町は復旧整備とともに国の財源を活用し町の事業にも取り組み、さまざまな整備が着手されました。現在、槻木中学校校舎改築工事や二本杉町営住宅の建てかえなど、着々と工事が進められています。第5次柴田町総合計画では基本目標の一つに「美しい都市空間の整備 歩いて楽しい魅力的なまち」を掲げ、便利で快適な町、住んでよかったと言える町にするために、道路や上下水道、住宅等の都市基盤を計画的に整



備していくことが必要とあります。その中には各集落と主要地方道を結ぶ幹線道の整備や狭隘幅員など生活道路の整備と船岡、槻木市街地の歩道や側溝の整備、公共下水道事業の推進など、五つの個別施策が打ち出されています。

幹線道として四日市場1号線、富沢16号線及び上名生3号線は、通勤・通学路、また、物流路であることから、通行車両や歩行者の安全空間を確保するために、車道幅員や舗装改築など整備が行われています。四日市場1号線は、既に水路にふたがかけられ、大変歩きやすい安全な歩道が整備されております。車道は舗装が行われる状況となっておりますが、今回、近辺の住民の皆様方に伺いました。こんな言葉をいただきました。「水路の掃除もままならぬ年になり、長年待ち望んでいた工事をしていただき、本当にうれしいです。ありがとうございます」、若いお母様方は「水路に落ちる事故もあったので、学校への行き帰りがすごく心配だったが、安心しました。ありがとうございます」「わき道に入るのも楽になりました。本当にありがとうございます」、このような言葉をいただきました。また、踏切も狭いので、続けて山根炭釜の方まで整備してほしいとの要望もありました。とにかく、住民の皆様が大変喜んでいただいたことがとてもうれしく思いました。

まだ歩道が完成しただけでしたが、町並みが明るくなり、道路が1本整備されることで随分変わるものだと実感しました。現在はもう舗装もされております。この路線が山根の方まで続くことにより地域開拓につながるのではと考えますが、要望もありましたので伺いたします。

1、今後の整備を町はどのようにお考えでしょうか。

2、これまでの道路拡幅整備に関し、要望、請願書及び陳情書が提出され、議会において採択され決定したものの、整備が滞っている路線について、町はどのようにお考えでしょうか。

3、公共下水道の推進では、一日も早い整備を願っている住民の方も多く、どれだけの規模を想定しどのような計画のもと整備が行われるのでしょうか、伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、美しい都市空間の整備で3点ほどございました。順次お答えします。

おおむねの区間は四日市場1号線のうち、JR踏切から山根地区の延長約260メートルと受けとめております。この周辺の道路整備については、平成20年度にJR踏切付近に待機所設

置工事、平成21年度には町道四日市場25号線改修工事で山根地区の子供たちの通学路の歩道の整備を行いました。さらに、平成22年度には町道四日市場1号線道路改修工事で25号線から低地排水路までの車道拡幅整備を実施するなど、現地道路状況の範囲の中で歩行者や車両の安全対策工事を行ってきております。

今後の改良整備とのことですが、現在施工中の町道四日市場1号線をJRの踏切まで完成させる年度目標を平成25年度としております。要するに南から整備をしているということです。今回の要望は、その後着手ということになりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

2点目のこれまでの道路整備要望、請願書及び陳情書が出されたんですけどもということなんですが、平成20年第1回定例会で採択された町道船岡西6号線などを初め、海老穴1、2号線、葉坂11号線、入間田20号線及び四日市場12号線の6路線が未対策となっております。進展しない理由として、財源や土地問題など利害関係などから、採択されても実現に至らなかったものでございます。現在は議員お尋ねのとおり町道四日市場1号線、上名生3号線の早期完成に向けて鋭意施工中であり、また、町道富沢16号線は測量、地質調査に着手するなどこれから本格化してまいります。未対策路線については議会採択がなされていることを重視し、事業化に向けて努力してまいります。

3点目、公共下水道の整備計画ですが、まず整備計画区域については行政区面積5,398ヘクタールのうち、約23.6%に相当する1,271.8ヘクタールを下水道整備全体計画区域としております。主に船岡、西船迫、槻木地区の住宅地区を計画区域内としておりますが、基本的に槻木五間堀から北側集落地区については計画区域外としております。現在事業を実施している区域は890.2ヘクタールであります。整備済み面積は719.7ヘクタールとなっております。現在船岡新栄地区の整備を重点的に行っておりますが、現在の整備の進捗状況は計画面積1,271.8ヘクタールに対しては56.6%、事業実施区域面積に対しては80.8%となっております。また、行政区内人口に対する下水道の普及率は74.5%となっております。下水道の整備のための財源は主に補助金と地方債であります。未整備地区の整備拡大を図るため、毎年一般会計から約6億円前後を下水道特別会計に繰り入れして事業を進めているところでございます。行財政改革で検討した際も、一般会計からの繰出金が多過ぎるというようなご指摘もありまして、この6億円前後が精いっぱいであると今のところ認識しております。

今後の実施区域といたしましては、船岡上大原、新大原地区等の整備を進めていく計画でございます。現状では、まずは今回の地震災害による下水道の復旧工事を優先せざるを得な

い状況ですが、さらなる整備区域の拡大について、財政状況を勘案しながら今後とも持続的に進めていきたいと考えております。

一方、下水道の雨水対策事業等進めてまいりました鷺沼排水区の整備計画については、浸水被害の抜本的な改修を目的として、大河原町との共同施工により平成24年度から補助事業として着手いたします。平成24年度の事業計画は、本工事を行うための基本的な設計と一部の詳細設計を予定しております。平成25年度には調整池の詳細設計と調整池築造のための用地取得を行ってまいりたいと考えております。本格的な本工事の実施は平成26年度からの予定となりますが、排水区域の下流側から重点的に整備をしていき、できるだけ早く浸水被害の解消が図れるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ここで休憩したかったんですけども、ちょっと時間が過ぎるので、11時50分ぐらいまでやりたいと思います。

2番佐々木裕子さん、再質問ありますか。（「はい」の声あり）許します。

○2番（佐々木裕子君） それでは、再質問させていただきます。

今の答弁によりますと、四日市場1号線、延長線は今のところはちょっと難しいということでそういうお答えでした。この近辺は昔、何年ぐらいになるんでしょうか、10年近くになると思うんですけども、以前宅地開発の話もあったようなことを聞いております。現在、開発のためにこの近辺で道路整備等をお考えのところはありますか。何か路線は。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 当時、線路から南側ですか、中心に宅地開発という機運がありまして、たしか設立準備協議会たるものがあって、当時区長さんを中心に二、三回ぐらい話し合いを持った経過がたしかあったと思います。今の水田関係のある程度宅地化するという事業でしたけれども、その後なかなか同意とかそういうのがなくて、そのままなくなったという形で、道路計画等については具体的にこういうルート、あるいはこういう幅員という話は当時は、大分昔なんですけれども、なかったのではないかとこう思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、この槻木は岩沼や村田及び角田、亘理に直結する路線があります。大変利便性がありまして、このような路線をもっと有効利用するために幹線道路の整備が必要ではないかなと思いますが、そのことについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 柴田町の槻木地区といいますか、県道関係だと思えますけれども、当然立地条件はかなりいいという考えであります。というのは、国道4号にもタッチできますし、東北縦貫道にも村田に行けばすぐ乗れますし、東バイパスあるいは6号関係ですね。それから仙台空港、海に行ける、蔵王にも行けるということで、当然将来は4号線、6号線あるいは高速道路のターミナルといいますか、そういう地域にはなり得るんだろうと思えますけれども、なかなか地盤が悪くて、そこがちょっと足かせになっていると、やはり今の経済状況かなとこう思います。地理的条件はかなり優位性を持っているとこのように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ただいま地盤が悪いということでしたけれども、この地盤をお金がかかると思うんですけれども、何とかその地盤を強くしまして、そういう整備をすることにおいて宅地造成や企業誘致などの新たな開発へとつなぐことができ、また、槻木の発展のためにもなると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今の県道、新しい県道の西側、あそこは菱食さんとそれからコンビニさんですか。それから、昔の県道といいますか、舘前に行く間ですね。ちょっと舘前の方からは何ぼ、3反歩くらいちょっと抜けているんですけれども、槻木地区の工業適地ということで、用途指定についてはたしか準工業の用途指定をしているはずですが、東側につきましては農振農用地になっていますので、当然例えば開発するとなれば、当然開発協議あるいは諸手続ですね、農振区域を外したりとか、一番やはり重要なのはそういう区画整理等、開発するにしてもやはり地権者の同意といいますか、それが一般的には3分の2以上必要だよということになっていますけれども、最終的には事業をやるとすれば、もうほとんど100%関係者の同意をもらわなきゃいけないというのが前提になりますので、なかなか開発というのは難しいのかなとこのように考えております。ですから、今ある工業適地にやはり来てもらうというのが一番最良かなとこのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） この前の新聞に、その特区法成立ということ、復興特区法成立ということがありまして、そういう農地や田んぼなどを住宅地とかそういう宅地に変えることができるという法案が成立いたしまして、宮城県の場合は県では特区制度を最大限活用するという答弁がありました。村井知事の方からですね。柴田町ではそういうのは利用されるお

考えはございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 特区法はたしか災害復興特区関係なるものだと思います。たまたま名取市の方でたしか復興課、災害復興課というのを新しく課を設置したかと思うんですけれども、私の同級生が今度その担当課長だということで、実は電話で聞いてみました。そうしたら、名取市は3点セットで、要は区画整理、それから高台移転、そして住宅建設、その3点セットが特区という形で、要はいろんな事業をやる上でも補助金とか国の方から交付金は来るんですけれども、協議関係ですね。地権者の同意とかエリアをどこまでするか、そういうものがもう一括で一発でもう協議が整うというのが特区の一番のメリットなんだそうです。当然特区ですから、それには当然国の財政支援があるわけなんですけれども、通常だと先ほど言いましたけれども、地権者の同意とか、それから関係団体といたしますか、国道、県道あるいは土地改良等々、協議がその都度その都度やるわけなんですけれども、それが全然なくて一発で進めるというのが特区ということなので、地震で本当に被害があった沿岸地域の方がやはりメインになるんだらうとこのように考えております。ですから、柴田町とすれば今のところその特区を利用してという考えはございません。

○議長（我妻弘国君） では、町長、答弁。

○町長（滝口 茂君） 都市建設課長にちょっと動きを伝えるのを忘れておりました。

今回の特区は沿岸部の方だけかなと私も思っていたんですが、実は対象となる町は宮城県はすべて、東北は222団体が対象になるということなので、私としてはなるべく国のお金を利用させていただいてということで、この特区制度、詳しい表現は忘れてしまいましたけれども、三つの計画を立てることになっております。全体計画、それから土地利用に関する計画、それから交付金をもらうときの計画ですね。私どもとしては国の復興交付金、これをももらうための計画はぜひ立てていきたいし、また、工場誘致した場合の税金が無料になると、こういう制度も柴田町に該当するのかなというふうに思っております。

ただ、農振農用地を外して工場団地をつくるというのは、都市建設課長言ったように難しいと。というのは、あの亘理村田線の道路単価が地権者の方覚えておまして、今工場誘致はただでも実は来ないんですね。それが1反歩1,000万円というようなことになると、これは無理な話なのでね。ですから、地権者の方々にもそういう今の経済情勢というのを理解していただかないと、企業が来たときに1反歩1,000万円ではだれも来ないですね。平米1万円ぐらいでないとなかなか来ないというと、1反歩100万円で売ってくれるかどうか、そうい

う問題もございますので、なかなか東側を開発して工場団地をつくるというのはできないというのそこなんです。ですから、ある工場適地、ここに誘導するような特区制度を考えていければなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 補足説明ということで結構です。

再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。今、町長さんからそういうものは利用、活用していきたいというお話がありましたので、うれしく思います。少しでも多くの金額をいただけるように頑張っていたきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

それでは、要望、請願及び陳情書の提出、それは地域の皆様が日々の生活において安全で安心して暮らすための願いを込めた町民の声と私は思いますが、町はどのように受けとめておられますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 陳情、請願ということにおきまして、国民が持っている最大限の権利の行使ということで、特に生活に密着する部分についての要望、要求ということで執行部等に出されているものでございますので、それは十分に行政としては反映させていかなければならないものというふうには考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、その滞っている件数なんですけれども、これは何件ぐらいいになりますか。全部で。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） これは年代もございますので、年代ごとにこれまでの経過のものについて改めてまとめてご報告を申し上げたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、今わかっている中で、現在整備を進めているものがありましたら、教えていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 前々回の議会ですかね、水戸義裕議員さんの方からもたしか質問があつて、10年度以降については11路線要望がありまして、実際は5路線実施をいたしました。一部着手しているということもあつて、残っているのが先ほど町長が答弁したとおり

6路線という形になっているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね。先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、今現在四日市場1号線が整備行われているわけですが、また、これから線路沿いまで整備を行っていただくことにはなっておりますけれども、その1号線にちょっと私が住民の方とお話をさせていただいた中に、つながる道路が1本ございました。四日市場町道12号線ですね。拡幅整備なんですけれども、これが延長407.4メートルあるんですけれども、これが半分が未整備となっております。ちょっと長くなりますけれども、この道路についてちょっと説明させていただきます。

この町道は、昭和46年に道路の一部が整備されました。その後10年間整備が行われず、区民の方々により平成8年の2月に行政に対し陳情書が提出されました。そして、平成8年柴田町議会第2回定例会において採択され、決定の通知書が送られております。その後13年間経過しておりますので、合わせますと四半世紀近くそのままになっている状態なんです。どうしてこのように整備が滞ってしまったのか、その辺もしおわかりでしたらお答え願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 四日市場12号線、今回の1号線のちょうど踏切から七、八十メートル手前の丁字路に交差する路線かと思います。当然1号線がある程度完成しないことにはうまくこうタッチできなかったのがそういう形かなとこう思いますけれども、今後道路拡幅あるいは側溝の整備を考えた場合に、やはり大切な、大事な事項といたしますか、が二つあるのではないかと思います。

まず一つは、事業費の確保、財源の確保ですね。やはりきちっとしたものをある程度確保しないと、なかなかそういう陳情あるいは町民の方々の要望にこたえられないんだろうと思います。今回の震災関係あるいは台風15号で地域、地域の課題が顕著に実はあらわれております。船岡西あるいは船岡南1丁目、あるいは土手内、それから二本杉、北船岡の3丁目、4丁目、槻木にいきますと南田といたしますか、槻木の市街地あるいは別当地等々、やはりそれをある程度、今回の補正の中で起債を打って対応をある程度するんですけれども、やはり経年の事業を進めていくとなると、やはり一定の財源をきちっと担保にして進めると、担当課とすればすごくありがたいなという思いが実はしております。

もう一つは、やはり基本計画といたしますか、整備計画をある程度きちっと持っているとい

うのがやはり必要なんだろうと思います。19年度、20年度、21年度と臨時交付金、経済関係ですね。きめ細かな交付金とか、それから活性化交付金でいろいろ交付金が実は出ています。やはりそういう意味ではソフト面で計画をきちっと持って、事業が来たときにはもうぴたっとここだというような感じのやはり計画、あるいは今回の四日市場1号あるいは上名生3号、あるいは今回進めます富沢16号、地域活力基盤創造交付金ですか、国の方から5.5、10分の5.5の補助が来ますけれども、そういうものもある程度来たときにはもうここだというぐらいのやはりそういう整備を計画を持っていなきゃ、担当課としてはだめなんだろうという思いがしています。

本来であれば、何とか来年あたりとと思っているんですけども、災害が実は今年度と来年いっぱいぐらいかかるんだろうなと思います。25年度以降そういうものをある程度つくって、はっきりつくればいいんですけども、やはりほわっと目に見えるような計画をぜひ、後年度の道路がかなり傷んでいます。車も狭いところを通っていますから、それから若葉町なんかはもう区画整理で40年、50年近くたっていますので、側溝ももうかなり傷んでいます。道路も傷んでいます。そういうものがあちこち通るたび目につきますので、そういう計画なるものを災害ある程度めどがついたらぜひ整備計画みたいなのをつくりたいなど、このように考えております。ちょうどその辺が大体四日市場1号線の延伸と12号線のちょうどいい案配ぐらいになるのかなという思いで実は考えておりました。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○2番（佐々木裕子君） そうですね、では、前向きにそういうふうやって、ちょっとやっただけの方で受けとめていいのかなとは思いますが、この町道は軽自動車に本当に通れば道がいっぱいになりまして、傾斜も物すごいきついですね。そしてまた、一歩間違えば転落の危険もありますし、わだちもひどくなっております。また、自転車で通った方はけがをしていることもございます。この地域はそして830の方が住んでいらっしゃるんですね。そこにはアパートなんか3棟ほど建っております、若い方々も随分住んでいらっしゃるようございます。そういうところを早目に整備を行っていただくことによって、町長さんがおっしゃられる「便利で快適なまち」につながるのではないかなと考えますが、その辺は町長さんの方にちょっとお伺いしたいと思いますけれども、都市空間の整備として皆さんに少しでも早く便利な快適な生活、そして安全・安心な生活を送っていただくために、今後その整備を、災害がございましてそういう財源の方もきついということはわかります



が、進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の議会は学校関係がおおむね船迫小学校の大規模改修というのを口に出して言えるようになりましたので、月曜日から一歩前に進んだ回答をさせていただいていると。今までは体育館も図書館もここでやる方向の話は一切できませんでした。それをできるようになりましたので、24年度に災害復旧関係を終わらせました25年度以降は、先ほど都市建設課長が言ったようにこれまでおこなっていた多くの事業に計画性を持って着手できるようになるのではないかなというふうに思っております。3月の23年度の決算で今回震災で活用させていただいた一般財源、これが戻るようでしたら、25年度以降は大方要望にこたえられる財務体質になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

現在のところ、今回の議会で1億3,000万円財政調整基金に戻させていただいておりますので、今まで2億6,000万円プラス1億3,000万円でございますので、約4億円ですか、近くお金が戻っているような状態なので、3月になりますと、もっとはっきりした形でいろんな政策をこの議会に時期も明確にする機会も訪れるのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

再開は13時にします。

午前11時52分 休 憩

(午前11時52分 16番大沼惇義君退場)

---

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、佐々木裕子さんの一般質問を続けます。

初めに、総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 失礼をしました。

先ほどの請願、陳情という関係であったんですが、陳情になりますと相当数の数がございまして、請願だけに限定しますと、ここ5年、平成18年からこれまでに9件ございました。そのうち、いわゆる道路整備関係ということで1件で、その道路整備というのは船岡西6号、町道ですね、町道の船岡西6号線の整備ということの請願があったわけですが、これらについては間もなく着手できるという状況になってございます。

それから、平成8年から、15年前からいわゆる議会として請願を受けて採択した事業の中で6件まだ未着手という状況がございます。町道関係の請願、平成8年からこれまで未着手ということで6件まだ残っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。再質問ありますか。許します。

○2番（佐々木裕子君） その未着手となったものに対してどこどこか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 6件であります。先ほど総務課長の方から申しあげました船岡西6号線、それから海老穴1号、2号線、葉坂11号線、それに入間田20号線、先ほど佐々木議員の方から質問ありました四日市場12号線の6路線ということになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ありがとうございます。

それでは、確認ということで四日市場12号線についてですが、この二、三年中に整備をお考えいただくということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 先ほどこれから道路拡幅あるいは側溝整備について重要な項目が二つということで、事業費の確保あるいは整備計画の作成等々ありましたけれども、現在、今年度予算にしますと通常の維持管理で側溝を直しているのが一般財源で大体4,300万円ほどで路線をやっております。やはり財源をもう少し確保したいとなれば、それを元手にやはり側溝整備事業債とか、生活道路整備事業債とか、やはりそれを原資にしまして70くらいもしくは75の起債を打って、1億5,000万円から2億円ぐらいの事業費をやはり確保してやって、やはり毎年一定の枠を確保して計画的に進めたいということを考えておりますけれども、25年度以降に延長も途中まで実際整備されていまして、残っているのが100メートルもなかったかと思えます。ですから、年度はいつごろということではなくて、25年度以降に整備を計画しますので、町長答弁にありますけれども、もう少しお待ちをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。ありがとうございます。これまで何十年もお待ちい

ただいた方たちにご報告ができると思います。ありがとうございます。

それでは、一日も早い整備ができるようお願いしまして、次の質問といたします。

それでは、下水道です。下水道についてなんですが、今新栄が中心に整備されておるわけですけれども、今後あと大原や上大原ということで出ておりました。これに対してはもう業者の入札とかそういうものは行われたのでしょうか。まだですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 下水道の工事なんですけれども、今年度は災害というふうなことで、工事の方は減額させて今はいただいております。ただし、委託の方で新しく今年度新大原、上大原ですね。その区域の委託、設計委託ですね。それを下流の方から実施してきています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、そのまだ設計とかそういうものの委託ということで、金額的にはまだ出ていないということですね。はい。

それでは、その上大原とかそういうふうに決まっているところはいいんですけれども、そのほかにやはり原町地区なり、あとまだ本当に下水が通っていない部分があるんですけれども、その辺も徐々に行っていくというそういう受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 原町地区といいましても、大分東側の方が現在は残っている、一部残っているというふうな状況だと思います。ほとんどは大分進んできていますので、残りは暫時手をかけていくというふうな形になります。今後もずっと下水道事業については引き続き実施していきますので、原町の方はそんなに長くかかるというふうなことはないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、あとは下名生の方もかなり残っていると思うんですけれども、ここは今浄化槽なんかも入れていただいているのかな。そういう浄化槽も入れていただいているんですけれども、今浄化槽にも2種類あると思うんですが、単独処理浄化槽とあとは合併処理浄化槽があるんですが、今入れていただいているのはどちらの方の浄化槽になりますか。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。2人で今立とうとして。議長が指した方を出ていただく。はい、答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 浄化槽の件なんですけれども、以前は単独浄化槽というふうなことで、トイレの関係だけですね。そちらの方を処理するような浄化槽だったんですけれども、平成18年から合併浄化槽のみ許可というふうな形になっておりますので、現在はすべて合併浄化槽というふうな形になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、これまで単独浄化槽を使っていた方はどうなっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） やめなさいというふうなことではありませんので、新しく新築して浄化槽をつくる際には合併浄化槽というふうなことです。今まで単独浄化槽で整備されている方はそのままというふうな形になっていく。強制力はありませんので、そのかえなさいというふうなですね。ただし、新築する方は合併浄化槽じゃないと許可しませんよということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、その合併浄化槽の場合に比べ、単独浄化槽というのはBODですか、排出量が8倍、1軒分で8軒分の量の汚染というんですか、水の汚れがひどいことになっているんですけれども、町では今後そういう整備に向けて何か対策というか、そういうものはお考えなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今上下水道課長がお答え申し上げたとおり、単独浄化槽というのは合併浄化槽が普及する以前は単独浄化槽とやっております、現時点で単独浄化槽を設置している場合については家庭雑排水が処理されませんので、し尿のみの処理になっておりますので、確かにそういう懸念はありますけれども、今後公共用水機能保全というような観点から、先ほど上下水道課長も申し上げましたとおり、新築等する場合については合併浄化槽に切りかえていただくということで指導しております。また、適切に維持管理を、保守点検をして、適切に維持管理をしていただくということで指導しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） では、その単独浄化槽ですか、使われているところは何軒ぐらい、軒数ございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。課長、後にしますか。（「済みません」の声あり）はい。それでは、次の方に。

○2番（佐々木裕子君） それでは、その答えは後からいただくということにいたします。

そうですね、そういう単独浄化槽とか、民家がまばらで上下水道の区域外となっているところは、やはりそういうふうに行って合併処理浄化槽を使っただけということになるわけですが、なるべくその上下水道が皆様方の方に1軒でも多く通るように整備を行っていただくように心がけて、そちらの方に皆さんが便利で快適に過ごせるように努めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。はい。

○上下水道課長（加藤克之君） 大変申しわけありませんでした。

平成22年度末の浄化槽の設置の個数なんですけれども、単独浄化槽が348個、合併浄化槽が1,444個というふうなことで、合わせて1,792個が平成22年度末の設置個数です。（「はい、ありがとうございます。わかりました」の声あり）

○議長（我妻弘国君） もうよろしいですか。（「はい」の声あり）この数字から。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

これにて2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。（「ありがとうございます」の声あり）

次に、8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） 8番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1問目、**段ボールベッドの活用を。**

段ボール製簡易ベッドは、東日本大震災で避難所生活を余儀なくされている人たちに少しでも快適に過ごしてもらおうと、大阪府八尾市にある段ボールメーカーJパックス株式会社が考案、開発したものです。サイズは縦200センチ、横90センチ、高さ35センチ、段ボール箱4個を枠にはめ、これを6組（縦3掛ける横2）を並べる。その上に段ボールシートを乗せれば完成。テープを使うだけでだれでも簡単に組み立てることができ、体重100キロの人が飛び跳ねても壊れない。ミカン箱形式のため、所持品も収納できる。避難所で長い間床の上に寝ていると、床から舞い上がる粉じんやほこりを吸い込みぜんそくになる人や、足の静脈に血栓ができるエコノミークラス症候群になる人もふえると言われている。また、足腰の弱った高

齢者は筋力が低下して寝たきりになりかねない。こうした健康被害の予防や症状を改善する手段として早くから簡易ベッド導入の必要性を訴えてきたのが、新潟県中越地震を経験した新潟大学の榛沢和彦医師である。このたびの大震災では東北各地の避難所へ約3,000台のベッドが無償で提供された。横浜市瀬谷区ではこのほど段ボールメーカーと災害時の支援協定を締結した。柴田町でも段ボールベッドの活用を検討すべきと考えるが、見解を伺います。

## 2、がん検診について。

我が国における年間死亡者数が30万人を超え、死亡原因の約3割を占めると同時に、20年以上もの間死亡原因第1位はがんである。また、主な発症の部位別では、肺がん、胃がん、大腸がんがトップスリーである。このようにがんは怖くて侮れない病気であるが、現在では早期に発見し転移しないうちに治療をすれば、治らない病気ではなくなっている。我が国は世界有数のがん大国である反面、国民の命を守るがん対策ではいまだに発展途上国と言われている。それはがん対策の柱の一つであるがん検診について、国のがん対策推進基本計画では平成23年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げているが、現状では22年度12.2%と低い受診率であるからである。そこで、低い受診率を上げて、しかもより効果のある方法でのがん検診の実施による早期発見、早期治療の取り組みとして、柴田町では乳がん、子宮頸がん無料クーポン券が配付されているが、今年度より大腸がん無料クーポン券の配付を行っている自治体もふえている。そこで伺います。

(1) 柴田町でも大腸がん無料クーポン券の配付を行ってはどうか。

(2) 学校における保健の授業ではがん教育は進んでいるか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 有賀さん。最初の質問の段ボールベッドの活用のところですね、大阪府八尾「はちお」市と読まれたようですけども、「やお」です。

それでは、答弁をいただきます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まずは段ボールベッドの活用の件でございます。

避難所での生活の大半は床にシートや簡易畳などを敷いた生活を強いられるようになり、段ボールベッドは大変有効かと思えます。本町においては、今回の大震災で長期にわたる避難所生活までは至りませんでした。ご承知のように、発災当初の被害調査では、全壊が1棟、半壊が2棟の状況であり、家で過ごせない状況ではございましたが、電気、電

話、水道などがストップし、家にいるのが怖い、不安だという方々が避難所に集まっていたり、しゃべったようでした。このため、電気や水道が復旧したことで大部分の方々が避難所から自宅に戻っている状況でございました。

今後の大きな災害に遭った場合の長期にわたる避難所生活に備え、段ボールベッドの導入を検討してまいります。ただし、段ボールベッドの保管スペースのこともあるので、災害支援協定での対応を考えていきたいと思っております。

2点目、がん検診でございます。2点ございました。

大腸がん無料クーポン券の配付でございます。

本町の大腸がん検診については、40歳以上の方を対象として平成23年度は5月から11月までの期間で、町内13カ所の医療機関で実施しました。大腸がん検診の無料クーポン券の事業については、国から詳細内容を示されたのが7月になってからのことであり、町は既に5月から実施していましたので、結果的に検診開始後での変更が受診者や委託医療機関に混乱を招くおそれがあり、実施を見送りました。今後、町としては国の実施要項に沿って大腸がんの早期発見と正しい知識の普及啓発を図るために、大腸がん検診無料クーポン券や診察手帳を配付するなどの事業を平成24年度から実施していくことを考えております。

2点目の学校におけるがん教育ということでございますが、町内小学校の保健の授業において、3年生、4年生では、毎日を健康に過ごすには食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが大切であることを学習します。5、6年生では、生活行動がかかわって起こる病気として生活習慣病を取り上げ、その予防について指導しています。また、喫煙についても指導しており、喫煙によって肺がんや心臓病などの病気に陥りやすくかかりやすくなるなどの影響があることを指導しています。しかし、がんという病気そのものを取り上げての指導はしておりません。中学校では、保健体育の授業で生活習慣病とその予防としてがんの学習を取り扱っています。疾病予防には望ましい生活習慣の確立が大切であり、がんに対しても早期発見のためには検診を受けることが大切であることを指導しています。しかし、学習指導要領にはがん教育というものはなく、各小中学校では学習指導要領の範囲内において指導していることから、がん教育は進んでいるとは言えない現状です。

日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。この割合は世界一ですが、国民のがんに関する知識は先進国の中でも極めて乏しいと言われております。教育委員会といたしましては、学習指導要領に定められた生活習慣病や健康教育の視点から、がん教育の一層の充実を図っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 有賀光子さん、再質問ありますか。許します。

○8番（有賀光子君） 大変失礼しました。「やお」市に訂正させていただきたいと思えます。

1問目の段ボールベッドの活用について、質問いたします。

このたび石巻市の方で避難所にこのベッドを導入した結果、せきがとまったり、高齢者の自立度が改善するなどの効果があらわれて、何よりも利用した方が安眠できるようになったと利用者は好評だったと聞いております。それで、先ほど柴田町でも検討を考えるとというふうにお話がありましたけれども、早急に検討を考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課。危機管理監、失礼。

○危機管理監（相原健一君） 有賀光子議員の質問にお答えします。

ただいまの段ボール関係で、ご質問のあったようにベッドあるいは仕切り、そういったものがやはり今回の震災でも大分活用して、その避難所の生活がある程度改善されたという話を聞いております。それで、ご質問のように、このことについては町長の答弁にもあったように、町の方で保管するのじゃなくて、会社の方に保管していただくということで優先的に、もし依頼が町で依頼した場合には優先的にこちらの方に搬送していただけるということでの災害協定の方で対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 現在、白石市とあと蔵王町でも取り入れるというお話をお聞きになりました。それで、まず先ほどお話がいったように、まずお金はものを運搬しない限りはかからないとか、あと備蓄する必要もないと。あと3日以内に協定をすればすぐに届けられる可能性の体制も整っておるといふふうに伺っております。それで、蔵王町の方では近くの地元にある段ボール会社の方と協定を結ぶようなお話を伺いましたが、柴田町ではどのように協定を結ぶようにするのですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 柴田町の方で今現在考えている段ボールの災害協定についてなんですが、実は段ボールベッドですね、単価9,000円ぐらいするんだそうです。そういった標準価格ですので、そういったこともあって実は議員さんおっしゃるJパックとまた別なんですけれども、別の特定のメーカーなんです、セツカートンという会社がありまして、そ



ちらはその9,000円のが2,000円になるんだそうです。そういうこともあるものですか、なるべく低価格のものがいいかなと思ひまして、そういったその会社の情報をちょっと集めておったところでした。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） よろしくお願ひいたします。

あと、この段ボールの方のベッドのあれで、避難所の総合の勉強会とか、あと中学生でこの横浜市の方では中学生に簡易ベッドの組み立ての訓練も実施されたというふうに防災訓練の方で実施されて、すぐにでも組み立ても簡単だということでそういう勉強もしてありますけれども、そういう防災訓練の方でもこういうベッドを紹介をしていただけるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ただいまのご質問についてですが、まず初めに災害協定ということで、今後結ぶ際にサンプルとしてそういった避難用のグッズ幾つかあるようです。いわゆる煮炊きもできるようなシステムの段ボールも何か直射日光を利用したこともあるそうですので、そういったものを一たんこちらの方でサンプルを取り寄せて、そういった自主防災組織とかそういったところでもPRはしていきたいなと思ひています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） もし取り入れるとすると、その避難所6カ所にやるということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 今回避難所ということで町の方で開いた場所なんですけど、全部で1,200人ですね。あとは自主防災組織の方で1,100人というふうな形で避難所を開設していただいて、2,300人というふうな形になりました。やはりベッドとか仕切りを入れると、大分そのスペースを食ってしまう、そういう物理的なところも出てきます。今回の震災の場合にはたまたま町長の答弁にもありましたように、停電によるものが一番大きくて、3月15日にやはり通電が一部され始めると皆さんが大分帰っていったという形で、当初1,200人いた方が3月16日の朝ですと100人ちょっとぐらひに避難者数が減っているんですね。そんなことありまして、やはりその災害の状況とか、あるいはライフラインの状況とか、そういったことを含めながら、一斉に6カ所になるのか、あるいはそれぞれ特に復旧の遅い箇所を中心に数

カ所にとどまるのか、それはその災害とかの実態に応じて対応するように考えております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、よろしく願いいたします。早急に。

次、がん検診についてお聞きいたします。

今年度から大腸がん、平成24年度からクーポンを発行するということですがけれども、まず我が柴田町ではこの大腸がん受診率は今何パーセントになっていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 大腸がんの検診率でございますけれども、23年度の時点ですがけれども……、失礼しました。22年度で結果がはっきりしているものでお答えいたします。36.6%となっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） この無料クーポンの配付をするとお話ありましたが、その内容を詳しく教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 24年度に予定している大腸がん受診無料クーポン事業ですがけれども、対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった方を対象としまして、実施方法としては採便容器2日分を医療機関の方に届けていただいて、それで検査をするというものでございます。指定医療機関は町内13カ所、検診に必要な日数は1カ月くらいかかります。それで、来年も5月から始めたいなというふうに考えておりますが、自己負担の方はこの検診によりもちろん無料になります。現在のところ、自己負担は75歳以上の方は100円、それから国保に加入されている方が100円、それ以外の方は一般の方は300円というふうになっております。そのようなことで来年度は実施していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○8番（有賀光子君） これは24年度だけじゃなくて、ずっと25年も継続していくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） これについては国の事業で要件がありまして、クーポンで無料になるほか、普及促進ということで大腸がんのことをよく知っていただくその検診手帳というのがあるんですね。その事業も一緒にあわせてしなくてはならないので、国の方で25年度に

またこの事業を継続されていけば、町の方はしていく考え方がありますがけれども、現在のところ24年度がそういう予定となっているので、まず24年度だけお約束したいなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、国の動向を見てやっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） そのようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） あと、2009年度からは女性特有のがん、乳がんと子宮頸がんの方も続けて今なっておりますけれども、柴田町でこれの検診受診率は上がっておりますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 済みません。少々お待ちください。

済みません。子宮頸がん予防ワクチン接種の関係ですね。（「はい」の声あり）現在のところ……（「済みません、クーポン。ワクチンではなくてクーポンの方です」の声あり）クーポンの方ですね。（「はい」の声あり）22年度の実績になりますけれども、受診率が31.5%になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 22年、31.5%というのは乳がんの方ですか。それとも子宮頸がん。

○健康推進課長（大場勝郎君） 済みません。子宮頸がんの検診の無料クーポンの受診率が31.5%、それから乳がん検診の方は受診率で31.6%となっています。

以上です

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） そうすると、乳がんと子宮頸がんのクーポンは今年度で2年間になりますけれども、その21年度の前からは何パーセントか伸びているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 21年度前の経過でしょうか。（「はい」の声あり）経過的には受診率の方は乳がん検診では受診率は実は下がっているんですね。あ、そうですね。ただ

し、クーポンの方……、あ、これはちょっとわからないんですね。クーポンの方はちょっとデータがなくてちょっとわからないんですが、子宮がんとか、それから乳がん関係では受診率の方は毎年伸びています。ほかのがんについては実は受診率が減少しているんですけども、乳がんと子宮がんについては伸びている状況になっています。数字も申し上げますか。子宮がん関係では20年度が55.4%、21年度が64.3%、そして22年度が68.3%、それから乳がん検診の方は20年度が60.8%、21年度が67.6%、そして22年度がこれだけちょっと違いますが63.7%となっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今のはクーポン利用者のパーセントでよろしいんですね。

○健康推進課長（大場勝郎君） クーポン利用の実は数字がまだ確定していないのでないんですけども、先ほど言ったのは21年度の実績でした。あ、22年度の実績だったので、クーポンの話で31.5%、子宮頸がん検診の無料クーポンの方は31.5%と最初に言った方の率は22年度でした。それから、乳がん検診のクーポンの方は31.6%というのも22年度の実績でございます。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、今の21年度64.3%というのはこれは全体的でこんなに、前回前に聞いたとき30何%と聞いていましたけれども、それからこんなに上がっているということにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 課長、ごちゃごちゃになっているようですから、焦らないでゆっくりしゃべっていいですよ。はい。乳がんの実診率とクーポンとごちゃごちゃになっているんじゃないですか、今、答弁で。

○健康推進課長（大場勝郎君） 大変申しわけないです。受診率二つありまして、予約に対する受診率と、それからその国の方で決めている受診率があるんですね。例えばがんが50%目標にしたときの計算方法がありまして、その対象は国勢調査の人口から就業者の人口を引いて、そして農業関係者の人口を引いたもので受診率を決めるんですね。先ほど申し上げましたのは、3年間申し上げましたあの子宮がんと、それから乳がんの検診については、申し込みに対する60何%と言ったのは申しわけございません。それで改めて申し上げますけれども、今言った本来の検診率というんですかね、申し込みに対するのでなくて、受診率ですね。これについては子宮がん、クーポンの方はちょっとわからないんですけども、子宮がんについては20年度が35.1%、21年度が38.2%、それから22年度が39.1%。そして、乳がん

検診の方が20年度が53.3%、21年度が56.6%、そして22年度が57.5%ということで、この状況から伸びているというところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 前回よりは子宮頸がんの方もかなり伸びているというふうにとらえましたので、ただ、年代でするとやはり若い方の受診率というのは余り行っていないのが事実でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 年齢別については実は40歳以上、例えば子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上ということで、年代別にはちょっと分析していない状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 大腸がんの方の現在は32%前後ということで、クーポンの対象外の方も早期発見、早期治療の検診も大切だということで、今回京都市では昨年11月から大腸がん検診の受診者数をふやすために、希望者に対して問診表やあと郵送して病院で受け付ける方式というのをスタートしたそうです。柴田町ではそのようなことは行っているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 柴田町では医療機関に直接持って行って、料金のこともありますので、そこで支払いということもありまして、現在のところはしておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） この京都市では昨年11月からスタートした結果、1カ月余りで検診者が1万人を超え、全体の申込者数も過去最高の約2万7,000人に上がったそうです。健康志向の高まりに加え、保健センターに検体を持参する手間も省けたというのが今回好評の理由であったと伺いました。それで、我が町でもぜひそういうふうには受け入れすることはできないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 検体の郵送の取り扱いについては、今後調査してみまして検討させていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 京都市でもかなり受ける方がふえたということもありますので、ぜひ

検討して前向きにとらえていってほしいと思います。

あと次に、学校におけるがん教育についてお伺いいたします。

先ほど町長の答弁から、学校では余りがんについての教育はまだしていないということで、このがんに関する正しい知識を得るということはがん医療を受ける上でも基本であると言われております。そして、今回先ほど課長の方からも小児がんのワクチン予防接種の方も今年度から柴田町もやるようになりますけれども、現在その予防接種のワクチンの方の状況を詳しく教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） ワクチンの接種につきましては、学校を通さずに直接町から保護者の方、子供さんへということになっておりますので、今のところ接種率等については把握しておりません。ただし、町では中学生からの子宮頸がんの予防ワクチンを無料で接種できるようになっておりますので、教育委員会といたしましてもこの制度に合わせまして中学生の子宮がんの予防ワクチンの啓蒙を含めた形でがんの教育を充実させていきたいということ考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、町ではその子宮頸がんワクチンの方で何名対象になって何名が受けているというのとらえていないということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 子宮頸がんワクチンは今年度から実施した事業です。中学1年生、2年生、3年生、それに高校1年生という形で全部で680名が対象者になっていて、今現段階で9月末で522名が受けられているということで、ほぼ予定した形で進んでいる状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 680名対象で522名が受けられているというふうでよろしいんですね。はい、わかりました。ぜひこれも今後続けて、来年度も続けられる事業でよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） この事業も国の補助事業でありまして、来年度の事業についてはまだ国の方で決めていない状況なんです。もし来年の事業としてこのまま継続されるものでありましたら、町としては来年度は中学1年生にやっていくと。中学1年生から3年

生、そして高校1年生は今回やっていますので、来年度は毎年中学1年生を対象として今のところやっていきたいという考え方ではおります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） では、国の方でない場合では町独自ではやるというふうにはできないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） かなりの費用がかかります。今回国の方から2分の1の助成をいただいてやっとできた事業ですので、町単独ではなかなか難しいものと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） わかりました。なるべく1年ごとに終わらないように継続するようにお願いして行ってほしいと思います。

また、このがん教育も将来のある子供たちのためであり、この子供たちの親ががんを発症しやすい時代になるため、子供から親にというふうに親の方から検診、子供の方から「お母さん、検診を受けてるの」という言葉があれば、検診率にも徐々につながっていくと思います。そういう意味でも義務教育の時代にこのがん検診、予防の大切さを教えるということががん対策の最大の啓発活動にもなると思いますので、この子供の命を守るためにこのがん教育推進をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 実は学校教育の中では、例えば道徳教育であるとか、福祉教育、それから今回議会でもございました防災教育、情報教育、〇〇教育という名前のつく教育名が50もあるというふうに言われて、たくさんの分野・領域があるんですが、現状では残念ながらこのがん教育というのは非常に特殊な例に位置づけておるんですね。したがって、国の教育課程の基準になります学習指導要領にもがん教育というそういう分野、単元での学習内容は設定していないということですので、なかなかこのがん教育というのは個人的に保健体育の先生が関心があるとか、そういう中でその先生の裁量で充実を図っているところもあるかもしれませんが、基本的には指導要領に示された時間数の中で、そして教科書の中で示されている内容の範囲での学習となっているのが実は現状でございますが、ただ、これは当然子供たちの将来にとって極めて重要なことであることについては、もう何も言うことがあ

りませんので、学校としてはできるだけ、例えば外部講師を呼んでがんについてのお話をし  
ていただくとか、そんなところもぜひ各学校で進めてみるようにしてみたいと思います。現  
状ではそんなところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 先ほどのワクチンの方もやっと今年度から日本の方では始まったとい  
うことですが、外国の方ではもう8歳、小さいときからそういうワクチンをしてい  
て、それで子宮頸がんの方もこの予防、検診とそのワクチンをすれば100%治ると言われてお  
りますので、ぜひ前向きにとらえて進めていってほしいと思います。よろしくお願いま  
す。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。これをもって一般  
質問は終結いたします。

お諮りいたします。日程第3、議案第1号監査委員の選任については人事案件であります  
ので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いま  
す。

それでは、ただいまから休憩いたします。

再開は14時05分です。

午後1時49分 休 憩

---

午後2時05分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第1号 監査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕



○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、町の代表監査委員であります中山政喜氏は、平成23年12月31日をもって任期満了となりますが、再度監査委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

中山政喜氏は、大字船岡字八入にお住まいで、昭和17年生まれの69歳です。昭和36年に建設省東北地方建設局新庄工事事務所に入所され、福島工事事務所建設専門官、北上川下流工事事務所副所長、釜房ダム管理所長などを歴任し、平成10年3月に建設省を退官された後、社団法人阿武隈川環境整備公社事務局長としてご活躍されました。また、平成18年6月から平成19年12月まで町の選挙管理委員を務められました。

平成20年1月1日から町代表監査委員に就任され、任期4年目の現在に至るまで、町民のために柴田町の行財政全般について、公正、中立な立場から監査を執行していただいております。

つきましては、このように人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有するものと認められる中山政喜氏を引き続き町の監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りますようご提案申し上げます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

**これより議案第1号、監査委員の選任についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次の日程に入る前に、ただいま選任同意いたしました監査委員が在席しております。あいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。中山政喜さん、どうぞ。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（中山政喜君） ただいまの監査委員再任に当たり、ご同意いただきましてありがとうございます。

監査委員になって4年が経過することになりますけれども、この間、議会選出の監査委員とともに行政全般にわたって法令にのっとり公正、公平に事務が執行されているか、見せていただきました。その結果は、本庁舎と槻木事務所にある掲示板に掲示するとともに、

10月からは町のホームページに関係各課のご協力のもと開示してございます。開かれた行政の一翼を担うということができればと思っております。この4年間の経験を踏まえて、町民目線に立ち返り、公平、公正の原則に基づいて法令遵守、説明責任、透明性の確保の観点から町政を見てまいりたいと思います。

議会と監査委員は行政に対する監視機関と位置づけられております。議員皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、与えられました任期を全うできるよう努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

---

日程第4 議案第2号 柴田町土地開発基金条例を廃止する条例

日程第5 議案第3号 柴田町長寿社会対策基金条例を廃止する条例

日程第6 議案第4号 柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を廃止する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号柴田町土地開発基金条例を廃止する条例、日程第5、議案第3号柴田町長寿社会対策基金条例を廃止する条例、日程第6、議案第4号柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を廃止する条例の3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第2号柴田町土地開発基金条例を廃止する条例、議案第3号柴田町長寿社会対策基金条例を廃止する条例及び議案第4号柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町土地開発基金は、高度経済成長期の昭和45年、公共事業の円滑な執行を図るため、公共用地の先行取得を目的として設置されました。

柴田町長寿社会対策基金は、平成3年に国の高齢者福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランにより、地域福祉活動の促進や高齢化社会の到来に対応した施策の推進を図るため、特別交付税を原資として設置されました。

柴田町剣崎地区橋りょう整備基金は、剣崎地区の橋りょう整備に要する経費の財源に充てるため、平成20年に設置されました。

今回、町が設置し管理運営する基金について見直しを行った結果、現在の社会情勢のもと、基金の設置目的に照らし一定の役割を終えたこと、また、事業完了により所期の目的が達成されたことから、これら3件の基金を廃止するため、それぞれ当該基金条例を廃止する条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

現在、財務サイドの見直しを行っており、その結果として3件の基金の廃止、1件の改正を今回の議会に上程しております。

まず、議案第2号から第4号までは廃止の案件です。もはや存在意義がなくなった、もしくは薄れてしまったと判断する基金の廃止となります。

議案書4ページをお開きください。

まず、第2号議案として柴田町土地開発基金条例の廃止です。

この基金は土地価格の上昇が……（「ちょっと、3ページだ」の声あり）失礼しました。3ページです。3ページをお願いいたします。

この基金は土地価格の上昇が続いていた時代、昭和の年代になります。公共事業実施のための土地の先行取得制度として設定されました。先行取得が場合によっては自治体経営にとって有用なもの、そういう政策的、経済的な観点から、全国の自治体で設置されました。平成の10年代前半まではそれなりの役目を果たしていたのですが、以後の経済状況や財政運営、いわゆる財政システムですね、を考えれば、もはや役目を終えたと判断せざるを得ません。

この基金制度をかいつまんで説明いたします。この基金は定額運用基金であり、1億円をその規模としています。この1億円の規模水準は常に保たなければなりません、基金の現在高、現金と取得した土地の帳簿価格、これを合わせて基金の管理規模というふうにします。現在、この基金の状況は現金で3,362万1,032円、基金財産、これは土地の帳簿価格です。土地17筆あります。6,637万8,968円、合計1億円が基金規模となっています。基金財産17筆の内容は、道路用地が13件、区画整理などに伴って取得した公共用地が4件あります。基金財産を含めて管理するというのはこの基金特有の事務処理なのですが、定額基金としていることから、他の会計、一般会計も含めてですが、取得価格に見合った財源を繰り入れないと、この基金財産の開示は行えません。事業完了時に基金への繰り入れを行えばいいのですが、財政状況が悪化し始めた平成16年以降、この処理は行えずにありました。なお、基金管理上、基金財産としての土地の帳簿価格は残していますが、行政財産としての管理や登記などに制限を受けるものではありません。これらの土地は行政財産としての管理を行ってお

ります。

今回、この基金の廃止を提案いたしますが、平成18年に取り組んだ財政再建プランの制度見直しの折、この制度、いわゆる予算、議会に先行する形の土地取得になります。財政運営上好ましいものではないというふうな判断をしました。平成16年以降、この基金の活用は行っておりません。土地取得については予算を計上し、議会審議を原則とするが現時点の考え方です。将来的にもこの基金の存在価値はないと判断します。なお、全国でもこの制度は廃止、改正の傾向が見受けられます。

附則で24年3月31日の廃止を規定します。

なお、この基金の原資が一般財源であることから、廃止による残存する財産は一般会計に戻されるというふうになります。

議案書5ページ、第3号議案です。

柴田町長寿社会対策基金条例の廃止です。

この基金は、国が平成の当初に掲げたゴールドプラン、その趣意に沿って設置いたしました。もともとは基金の運用益、利子果実で高齢福祉施策の展開を図るためのものとしていました。柴田町の場合、10年にわたって細々と積み立てを行いましたが、その積立額は最高水準でも7,700万円、運用益での展開までには至らなかったというのが現実です。平成12年度に介護保険制度がつくられました。町でも特別会計を設置する大きな取り組みとなりました。この展開でこの基金の存在意義は薄くなったというのが現実です。財政が逼迫してきた平成14年以降、この基金を取り崩しながら敬老会事業などの一般高齢者施策に当たってきたというのが現実です。現在、高齢者施策は自治体が取り組む当然義務的な行政経費となっており、高齢者施策のための目的基金、その存在意義さえ薄れています。

基金の現在高は18万5,805円、現在一般会計として高齢者施策を担うという現状を見れば、この意義は既に失っていると判断します。基金原資は一般会計の方に戻されることになりません。

附則で規定しますが、24年3月31日と廃止を提案いたします。

3件目です。第4号議案、7ページになります。

柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例の廃止です。

この基金は、平成10年に下名生剣水土地区画整理組合から剣崎地区橋りょう整備のためとして寄附を受けた3,600万円、これを原資として設置したものです。21年度から22年度にかけて橋りょう整備事業を実施し、本年10月末日で事業完了したことから、基金の整理を行うも

のです。この事業の総額は4,370万1,000円、基金の全額を財源として活用いたしました。既に基金の役目を終えておりますので、24年3月31日付廃止を提案いたします。

以上、詳細説明となります。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示してください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町土地開発基金条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号、柴田町長寿社会対策基金条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号、柴田町剣崎地区橋りょう整備基金条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第5号 柴田町21世紀の田園文化創造基金条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第5号柴田町21世紀の田園文化創造基金条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町21世紀の田園文化創造基金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この基金は、集落の共同活動を支援することにより農業、農村の活性化を図ることを目的に平成5年度に設置され、基金の運用等から生じた収益により事業を実施するものとなっております。

近年の低金利等により運用益では事業が実施できない状況から、この基金を有効に活用するため基金の処分条項を追加するなど、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書9ページをお開きください。

この条例は、農村の生活・環境・文化等の多面的機能を活用して集落住民の共同活動を活発にし農業、農村の活性化を図ろうと、国からの支援を受けまして全国的に設置された基金で、平成5年度に施行されました。設置当時は金利が高く利子を運用して事業を展開するとし、基金を処分して運用できない条例になっております。昨今の低金利で利子の運用では事業が展開できないことから、新たに処分条項を設け、農業、農村の振興事業を進めようとするものです。基金の現在高は1,126万1,028円であります。

改正後と改正前の表をごらんいただきたいと思います。

第2条は積立額を規定しておりますが、1,000万円以上予算で定める額の範囲内の額と改めます。

第4条の運用収益の処理は文言の整理です。

第6条は新たに処分条項を設けたもので、基金の設置目的のために必要な経費として処分できる規定です。

第7条の委任は文言の整理です。

この条例は公布の日から施行します。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町21世紀の田園文化創造基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第6号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第9、議案第7号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第6号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第7号柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、平成23年9月に出された国の人事院勧告及び平成23年10月の宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員の月例給の引き下げについて改正を行うものです。

柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に

関する条例の一部を改正する条例は、町長、副町長、教育長に関する給与について、国の人事院勧告及び11月28日に開催された「柴田町特別職給料等審議会」の答申を踏まえ、それぞれ給料月額を引き下げることにについて改正を行うものです。

詳細については担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、2カ件の条例についての説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、平成23年度人事院勧告に基づく内容で改正を行おうとするものであります。

その人事院勧告の主な内容でございますが、その骨子として2点ございます。

一つは、民間給与を上回る給料の月額0.23%減額、40歳代前半で0.3%、40歳代後半で0.4%、50歳代で0.5%の引き下げ、また、町長などが該当する職務の級として指定職についても0.5%の減額となっております。4月から適用し、その差額を12月のボーナスで差し引くという内容のものでございます。

2点目でございますが、経過措置の減額及び廃止でございます。これにつきましては、平成18年度に公務員の給与構造改革によって給与が大きく減額となりました。この差が著しく大きいということから、当面の間もとの給料を保障するといういわゆる現給保障制度がありましたが、この保障を平成24年度に2分の1減額、そして25年度に全廃とする内容のものでございます。

この2点が人事院勧告の主な内容ということになります。これらの内容に基づきまして、人事院、そして宮城県の人事院勧告等をもとに、仙南の市町の動向を踏まえながら職員の給与の改正を行おうというものでございます。

今回の本町の職員の給与に関してでございますが、本町においては給料表の改正、いわゆる12月の議会提案となりますので、来年の1月から実施、適用したいということで、4月からのさかのぼりの適用はないということでございます。それから、先ほどの2点目、経過措置の減額及び廃止という改正でございますが、これにつきましては宮城県においてはこの部分は改正は見送るということがございましたので、本町においても同様にこの改正についてはことは見送るというようなものでございます。

それでは、議案書11ページになります。ごらんいただきます。

柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。条文に入ります。



第1条でございます。これは給料表の改正で、1級から6級までの改正があります。それぞれの級の後半部分、13ページからになりますが、給料表ということでそれぞれの級の後半部分で50区分についてそれぞれのパーセントにおける引き下げという内容になります。4級、5級、6級という職務の級において本町においては該当者が出るという内容になります。

それから、第2条です。附則の部分でございますが、これは先ほど申し上げましたが、平成18年度の公務員の給与の構造改革によって給与が大きく減額になったということで、この差が著しく大きいということで、当面の間もとの給料を保障する現給保障制度ということがあって、この経過措置による適用を受けている職員については、先ほど申し上げました前の給料表の適用がございませんので、それぞれの率で減額を行うというものでございます。これまでは「100分の99.59」という率でございましたが、そこから0.49%を減額いたしまして「100分の99.1」という率に改正するものでございます。

これらの内容について、来年1月からの適用ということでお願いをしたいと思います。

次に、議案第7号、町長等の給与関係になります。

これにつきましては、去る11月28日に特別職給料等審議会を開催し、町長及び副町長の給料等について審議をいただきました。その審議委員のメンバーであります。10人の方にお願いをいたしました。各種事業の団体の代表者ということで、農林業関係、金融機関、事業所、婦人、社会福祉、教育文化、労働者、そして住民代表ということで8団体、10人の方々の委員でございます。10人の出席全員いただきました。その内容について、先ほどの職員の給与と同様の人事院勧告等に基づいた内容で特別職の指標となります国家公務員の指定給料表の改正、0.5%の減額に準じ、町長から諮問し審議をいただきました。そして、次のような答申をいただいたということで、この議案書にございますような内容で今回はお願いをしたいということでございます。

ページが21ページになりますね。

第1条でございます。町長、給料月額「90万9,000円」を「90万4,000円」に5,000円の減額、0.55%の引き下げということになります。副町長、給料月額「70万4,000円」を「70万円」に4,000円、0.57%の減額。これにつきましても24年、来年1月からの適用ということになります。職員と同様に来年の1月からということで4月からの遡及適用は行いません。

次に、第2条でございますが、教育長関係でございます。教育長につきましては、特別職給料等審議会の審議案件ではございませんが、町長、副町長と同様にその改正を行おうとい

うものでございます。給料月額「59万6,000円」を「59万3,000円」に3,000円、0.5%の減額という内容で改正をお願いしたいというふうに思います。24年、来年1月からの適用ということになります。

以上の内容でございます。お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 議案第6号について伺います。

今回の給与の改定については人事院勧告をもとにということが言われていましたが、以前にも取り上げましたが、人事院勧告というのは技術的助言ということで各市町村にとっては履行しなくてはならない義務はないということはまず最初に確認しつつ、今回の人事院勧告の扱いに関する事で伺いたいと思います。

今回の場合には、国と人事院勧告の考え方が違って、そして国の方では人事院勧告を実施するための改正法案を出さないと。逆にその給与の減額措置を講じようとする法案を提出しましたが、採決はせず先送りという状態になっています。そもそも国の公務員の話も議論する人事院勧告が履行されていないにもかかわらず、地方の方がそれを先取りして、柴田町で給与を削減するということがいかがなものかというふうに思います。その点についてのお考えを伺いたいというのと、それから同じような状況をかんがみて、国でも定まっていなくて自分のところでやるわけにはいかないということで、例えば隣の角田市なんかは今回の給与の条例改正案については出していないそうであります。そういう現状もあって、近隣を見るんだったらそういうところもきちっと見る形で柴田町も理性ある独自の判断をするべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、人勧の考え方ということでございますが、本町においては人勧を最大限尊重するという内容でございます。その理由でございますが、ちょっと長くなりますが述べたいというふうに思います。

その理由としまして、人事院勧告がもしなくなったらということで、これは日本存亡の危機だろうと、日本滅亡のおそれがあるというような大きなことになってくるのではないかとこのように思っています。というのは、公務員の給与につきましては、あらゆる業種、あらゆる階層、各階層にわたる詳細な調査のもとに戦後一貫して民間給与と比較し、格差のないように日本国憲法に基づく人事院勧告を一貫して尊重し、実施した経過がございます。

こうしたことにより、我々公務員の身分、生活の保障が受けられるということで、不正・腐敗のない公正な行政執行と職務の忠実な執行が図られるということで、世界に冠たる公務員ではないかというふうに思っています。こうした公務員制度により日本の行政運営がされているということで、ちょっと話がまた大きくなるんですが、いわゆる日本の総理大臣、頻繁にトップがかわってございます。諸外国においてこうしたトップがかわるということは、国民は生活に不安を感じ、ときには暴動あるいは政局まで変わるということがございます。そうした場合、日本の場合は毎年のように、あるいは数カ月でトップがかわるという事態になっても、全くといって混乱が起きてございません。いわゆる行政がしっかりしているということだと思います。その行政を支えているのは公務員でございます。その公務員、身分、生活が安定であるということが職務を忠実にこなせるという内容であると思います。その保障を行っている人事院勧告、そのことがなくなるということになれば、その基盤が揺らぐ事態ということが起きるといえることになります。

給料のもととなる税金を負担する国民からすれば、負担を軽くするということから当然公務員の給料を下げろ、下げろという声だけが世論として高まることは必然であります。こうした事態に陥った場合、公務員離れ、あるいは公務員を志す若者がなくなるということで、大変憂慮すべきであるというふうに思います。ですから、民間給与と均衡を保つ人事院勧告制度の尊重はぜひとも必要であるという考え方でございます。

それから、次に、先ほど政府案と人勧が内容が異なっているということでございますが…。国の公務員の法改正につきまして、これは政府与党の政治公約ということで、公務員の人件費を2割削減するという内容で公約として掲げ、これらを推進しておったわけですが、それらの改革が頑として進まない状況において、この景気の低迷、そして東日本大震災ということが発生した財源でその費用をもって充てるという暫定的な2年限定の減額案ということで提案はされたんですが、今回の国会においては見送りされているという状況になってございます。

これらの公務員の給与改正法案と本町が大きく違いますのは、本町においては平成17年から職員の定員適正化ということの計画に基づいて、業務の見直し、組織の見直し等を行いまして、これまでに45人ほどの職員の大幅な定数の削減を図ってございます。それに対する人件費と申し上げれば、約5億円程度の経費の削減が図られているというようなことで、もう柴田町においてはそういう人件費の見直しを前から行っているということと、本町においては平成19年、20年、財政再建プランということで宮城県にもない職員の5%の減額というこ

とで人件費の抑制を図ってきてございます。ですから、それらの費用をもとに節減された人件費ということで、これまでにおいての財源に積み立てに当たっているということですので、そういう点では今回の震災の対応にも財源的にはできているのかなということでございます。

それから、国家公務員と我々職員のラスパイレスを比較しますと、これは22年ベースなんですけど、100としますとまだ94.5というようなことがございますので、そうしたそういう理由から、仮に来年早々には国家公務員の給与法案が改正されるというような事態がなっても、それをもって直ちに追従するというような考えには立ってございません。ただし、我々公務員の給与というもとは、いわゆる国からの財源措置に基づく交付税をベースにもなっておりますので、それらについては影響が出るということになれば、それらの状況も勘案しながら検討しなければならないなというふうには思っているところです。

それから、角田市でございますが、角田市については本町同様の改正のことで提案がされているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、広沢君。

○7番（広沢 真君） じゃ、角田市のことは私のちょっと情報ミスです。それは申しわけありません。

では、まず人事院の信頼性の問題です。私が得た情報というか、これはもう公に報道されている中身ですが、2011年の春闘の結果、国民春闘共闘が5,610円、そして1.87%アップ、連合で4,924円、1.71%アップ、日本経団連大手が5,842円、1.85%アップ、4,259円、1.64%アップなど、昨年比でほぼ民間が3年ぶりに給与が増加している傾向にあります。それにプラス定期昇給加味してもですね、人事院が勧告している官民の格差が昨年よりも広がっているということの根拠がもう既に失われています。その根拠として人事院が言っているのが、要するに東北3県で東日本大震災が起きて状況悪化をしているということを類推して、要するに今回の場合には東北3県、岩手、宮城、福島の3県については十分に調査ができないまま、こういう勧告を出しているという実態があると聞いています。その部分で考えてみますと、まず最初に給与を下げるということがあって、後づけで理由を探してつけているというのが今の人事院の実態ではないかというふうに考えています。

それに対して一地方の自治体で反論、文句を言うというのはなかなか言いづらいというのはわかりますが、しかし、技術的助言というその履行する義務がない事態、状態でそのまま

うのみにして給与を引き下げていいものかどうかというのは、甚だしく疑問を感じるころであります。

そしてまた、ラスパイレス指数という指数が出されましたが、これは相対的なもので、要するにその国家公務員に対して地方公務員の給与を下げるということのためにつくられた指数でありますから、それこそこのラスパイレス指数がどこまで下げるまで続けるのかということ私を逆に伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 民間のデータということの数字もいただきましたのですが、この給与をベースにした場合、本町においてはこの独自の調査機関を持ってございませんし、到底持つということになればその人たるもの、金額的なものということになると膨大になりますので、それは実現は無理だということになります。そうしたときに何をベースにその民間との考慮をするということになれば、日本の憲法に基づくこの長年の人事院勧告の調査に基づくデータを最大限尊重して、それに同行するような内容で改正を行うというのは、どの自治体についても準じた内容で行っているというふうに思っています。

ただし、この必ずしもその履行する、いわゆる受ける、受けないというのはそれぞれの自治体の判断によりますが、本町としては人事院勧告は最大限尊重するという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 追加して言いますと、今回の場合、人事院勧告では例えば年間の一時金の支給額ですが、今年度の民間での支給額の割合は3.99カ月になっています。現行で国家公務員は3.95カ月ですから、本来は公務員の方をふやすという形の是正が必要な勧告をする必要があったんですが、これはあえて見送っているんです。そういう点で、まさにこの人事院の勧告が今の公務員の実態に沿っていない、公務員の実態を考える以前にまず下げることが最初に来ているという、もう既に役割を終えているのではないかなと私は思うんですが、その点についてぜひ町として何とのか、地域の実態、あるいは町職員の実態をかんがみながら独自の判断をするという勇気を持っていただきたい。そのことをご意見を伺いながら質問を終わりたいと思うんですが、そのことについて伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでずっと人事院勧告でやってきたというのは、やはり総務課長言ったように、我々独自に調査をするということになると、職員も抱えなければなりません

し、対象事業も大企業から零細企業いっぱいあります。そうしますと、客観的にいろんなそのときの風潮によりまして、公務員は高いというようなことで左右されかねないという懸念もございます。ですから、私が就任して以来、制度として人事院勧告は尊重して、これがもし上げるといったときに、公務員は高いというような批判にも今までもずっとこの制度でやってきたということで反論はできると思うんですね。そういった意味で、独自の調査機関、それから対象とする企業が満遍なくこの柴田町にないというような状況を考えれば、今までの人事院勧告、県の人事委員会勧告、これに従っていかざるを得ないのではないかなど今の時点では思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 議案第6号の職員の給与に関して、今の広沢議員の質問に関連するんですが、加美町は議会が町が提案したこの職員に関する議案を否決したんですね。新聞、テレビ等で私が見ていたのでは、その理由は先ほどのその総務課長の説明にあるような国がこの前の臨時国会で政府が出した法案可決しなかったから決まっていないと。加美町の議会の議員さん方は国がまだ決まっていないんだから、我々はもっと様子を見るべきだというそういうようなことだったんですけれども、それからすると同じ県内の我々市町村の議会が同じような状況でそう判断する場合もあり得るのかと。

私も聞きたいのは、今回これを私どもが可決したとして、来年1月からの通常国会で国が人事院勧告よりも削減率の高い国家公務員の給与を決めるとすると、来年以降どうなるのかと。その地方自治体は国が人事院勧告決める、それが県が見習う、そして市町村がもうそれに倣うような形ですけれども、国家公務員の給与がいうなればこれまで高かったとか、今回は特に大震災への復興財源の確保という名目があるので、国はああいう大きな削減で出すわけなんですけれども、もしも仮に来年になると、総務課長は国家公務員と地方公務員のまだ給与の差があると、それが縮まるんじゃないかとかとありますが、来年以降柴田町としてどういう根拠で今度はそのこういった職員の給与のあれを決めていくんでしょうかね。今は国家公務員が人事院勧告よりもさらに高い削減率で決めたものと、柴田町とかは人事院勧告だけでやっているんですからね。来年以降、何に基づいて柴田町はその職員の給与というのを決めるというふうになるんでしょうか。やはり来年も国の人事院勧告が出たらそれに基づいてとなるんでしょうか。それとも、国家公務員の今の給与の実情どうですというふうになるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 人事院勧告に基づく内容でまだ国が決めていないということで、来年1月からいかなものかということの内容が一つあったんですが、これについては国の法案としては人勧をもとにした内容では上程はしてございませんでした。ただし、この人事院勧告というものはことしの場合9月だったでしょうかね。人事院勧告、独立した機関から職員の給与等については平均0.23%が適正だというような勧告が出ているということで、それぞれの自治体、柴田町もそうですが、それらをもとに今回は受け入れたという内容でございます。

あと、来年においてその公務員の給与法案ですか、いわゆる平均7.8%というような動向、動きはございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたように2年間の限定ということで、政府与党の政治公約に基づく、もともとは人件費を圧縮しようということでやってきたにもかかわらず、その改革が進まないということで、今回万やむを得ずの急遽の法案ということで上げたわけでございます。それと違いますのは、本町においては国が考えているような人件費の削減ということで平成17年からやってきてございましたし、17年、18年においては職員にも大きな痛みを伴った給与の減額ということも実施してございました。ですから、国の状況とは本町によってはちょっと異なる場面があります。先ほども申し上げましたように、ただ、柴田町は独自だとはしながらも、それらの財源のもととなる地方交付税の中には職員の人件費なんかも入ってございますから、それらについて影響があるというような場面があれば、それらの影響等を考慮してその時点で判断はしなければならないものというふうに思っております。

それで、来年からその人勧か、その政府案かというようなことがございますが、これから国会含めてそうした法案について検討が加わるということでございますので、それらの動きを待ってその時々で本町として対処してまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい。ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 7号議案ということで。まだこっちまで行っていないんだっけ。いいんですよね、一括だからね。（「はい、どうぞ」の声あり）

特別職の審議会ということが開かれたということなんですが、町長、副町長もですね。この内容についてわかればなんですが、どういった内容だったのかということで、ちょっとその審議会の中身が例えば下げることに全員だったのかとか、何人か反対者がいましたとかというそういった内容と、それからここ何年間、例えばこの5年間なり6年でもいいんですが、毎年開かれているものではないと思うんですが、その回数ですね。例えば5年なら5年

の間。それから、この審議するに当たって、審議委員の方にどういった資料を配付してそれで判断していただいているのかということと、議事録があるのかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 特別職の審議会とその内容でございますが、その会議の主な意見ということでメモしたものがございますので、お話を申し上げたいと思います。

この委員会の主な意見としては、五つほどございました。主なものとしてですね。まず、結論的に申し上げますと、人事院勧告等によるものであり、今回の引き下げはやむを得ないという全員一致した考えでございます。それぞれの委員からの発言でございますが、5件ある中で、一つはこれは委員の意見ということでございます。「東日本大震災の対応に尽力した職員の給料を上げることが本来ではないか」、これは特別職とはちょっと違ったんですが、その職員と同様の内容に準じたということでの提案だと思うのですけれどもね。あと「東日本大震災に伴い減額しなくてもよいのではないか」、それから「町職員全体の給料を上げるように」と。「町の活性化のため、給料を上げるべきではないか」と、「若い世代の職員の士気が下がらないように時期が来たら上げるべきではないか」と、これはどちらかという職員に対する考え方ですが、これについては三役等についても同じ内容で当てはまるということではないかと思えます。

それから、この審議会でございますが、平成17年に開催、それから間を置きまして平成21年、それから昨年ですね。22年ということで、ここ6年間で3回、18、19、20年は開催ございませんでした。これが開催の状況です。

もう1点、議事録ですか。これは内容についてはまとめてございますので、その内容についてはまとも次第いつでもお話はできるということになります。（「審議委員の方にどんな資料を配って審議してもらっているかという。わかれば」の声あり）

今回の人事院勧告による骨子の部分の資料、それから近隣の特別職についての動向を資料として準備して審議いただきました。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 私も先日新聞に載った加美町というのも聞いて「ああ、そうだったかな」と思うんですが、否決したという報道を見ました。たまたま今回は国のその国会の日程とか政局絡みでおくれちゃって国が通せなかったということで、普通に考えれば、また新年の議会が始まったときに当然人事院勧告に沿った形で国会も通るといふふうに思っております。



すが、今のほかの自治体の動向なんかもしわかっていれば、角田市が議案として出したとか出さないとかってこちらで言う話とあちらで言う話が違っていたり、あとそういう否決した自治体なんかあったのかどうかというようなこともちょっと今の動向わかればお願いします。

それと、その人事院勧告ですね。私ちょっと知識不足で申しわけないんですが、言われていることはその民間の賃金の動向を調査するときに、ある一定規模以上の企業等のその状況しか判断にしていないと。実際はもっと弱小、中小企業等で働いている人の賃金はもっと低いんだというような考え方もありまして、優遇されていると、公務員は優遇されているという考え方もあります。その辺、もし今わかれば、人事院勧告のその調査対象というのはどうなっているのか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。2点。他議会の動向ですね。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 他市町ということでございますが、新聞等を見ますと仙北、いわゆる仙北等においては11月中に人勧に準じた内容で改正が行われているという状況がございました。ですから、仙北、いわゆる仙台から向こうの方ですね、の市町村についてはほぼ11月中臨時議会でもって対応しているという状況がございます。仙南におきましては2市7町というこちらの方だけのベースに限って言えば、これからの12月議会の提案ということで2市7町それぞれの提案が予定されてはございます。ただ、特別職については、特別職につきまして町長等においていわゆるもともと給料を減額している、20%、30%を減額している首長等がある市町においては、今回については実施しないという市町もございます。

それから、人勧の調査ということでございますが、申し上げたいと思います。これは平成18年からの調査の内容が変わってございまして、企業規模で50人以上で、全国の民間事業所約5万1,000体、5万1,000事業所のうちから無作為抽出した1万1,100で対象者が40万の個人給与を実地調査し、官民の比較を行っているという調査の内容でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。7番広沢真君。まず、原案反対の討論でありますね。はい。

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。

私は、議案第6号職員給与の一部条例改正について反対の立場で討論に参加したいと思います。

本年度の公務員給与に当たっては、人事院が9月30日に官民格差0.23%、899円という勧告を行いました。東日本大震災からの復旧・復興に際して公務員、特に復旧・復興で奮闘している公務員労働者に対して、いわゆる民間準拠というのを唯一の根拠にして3年連続マイナスの勧告を行っている。先ほどの総務課長の答弁では柴田町はもっとやっているという話ですが、それにしたってです。東日本大震災以降、復旧・復興のために奮闘している町職員、先ほどの審議会の答申であっても上げるべきだというふうに評価されているにもかかわらず、この人事院勧告の民間準拠の唯一の根拠にして引き下げるとするのは、今の時節にも、そしてまた町職員の実態にも合っていないと私は考えます。

先ほども紹介しましたが、2011年の春闘で国民春闘共闘で1.87%、連合で1.71%、それから経団連の大手関連で1.85%、それから中小関連で1.64%のベースアップがことしなされています。そして、定期昇給を合わせても昨年よりも3年ぶりに民間給与が引き上がっているという実態があります。しかるに、昨年よりも格差が広がっているから引き下げろべきだという根拠は果たしてどうなのかということは甚だしく疑問がつくわけであります。

さらには、これもまた先ほど紹介しましたが、年間の一時金に当たっては、今年度民間は3.99カ月、公務員は3.95カ月であります。官民の格差を言えば、これは民間に合わせて公務員の方を引き上げろという勧告をするべきであります。人事院勧告はあえてこれを見送りました。このことはこの人事院の勧告が今現在の公務員の皆さんの生活実態を考えず、まず最初に賃下げをします。そして、後づけで理由をつけていく。そういう実態があるんだということが浮き彫りになります。

さらには、今回の調査に当たっては、東日本大震災の影響で東北の岩手、宮城、福島の3県で十分に調査ができなかった実態はあります。しかるに、十分に調査ができなかった民間のデータを民間準拠として唯一のよりどころにしている。ここにもう既に妥当性がないと言えることであります。さらには、今回これもまたペイ・アズ・ユー・ゴーの原理なのでしょう。東日本大震災を口実に、政府と人事院がお互いに引き下げ幅を出して、人事院の勧告では足りないからもっと引き下げろべきだということを政府案が出して、しかし、政局とそれから批判にさらされ先送りになるということになっています。

国が実施を先送りしているにもかかわらず、町がそれを先取りしてあえてやることはない、と私は考えます。私はこの場で何度も述べてきましたが、公務員の賃下げは公務員と民間の

賃下げ競争の悪循環に対して拍車をかけるものであります。また、今現在多くの人が望む内需拡大による経済活性化、公務員の方が給与を使って、特に町職員であれば柴田町の中で大いに買い物をしてもらって、柴田町の中でお金が回るそういう循環をつくり出す、そういう願いに反するものであります。特に今回、町職員もまた東日本大震災の被災者であります。そして、この復旧・復興に当たっては、自宅や敷地内の被害を受けて多額の費用を負担している職員もいると聞いています。同僚議員の皆さん、多くの役場職員がこの賃下げの連鎖、ずっと続いている賃下げに対しては不条理を感じながらもその立場からはっきりとものを言えない、そういう状態にあると私は考えています。そういった声にならない声を酌み取るのも、私たち議会の役割ではないでしょうか。ここにいる課長さんたちだって内心ではどう思っておられるか。その辺も含めて考えていただきたいと思います。

同僚議員の皆さん、この私の意見にもご賛同いただき、そしてまた先ほどの質疑で挙げたデータなども考慮に入れていただきながら、本議案である第6号柴田町職員の給与の条例の一部改正に対しては反対の立場をとっていただきたい。そのことを訴えまして討論とさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありますか。なければ、これをもって討論を終結いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） はい。それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例及び柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 指定管理者の指定について

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第8号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

「柴田町地域活動センターしらさぎ」は平成21年1月1日より、「柴田町地域活動支援センターもみのき」については平成21年4月1日より指定管理者により管理運営をしてまいりましたが、平成23年12月31日をもって指定管理期間が終了しますので、引き続き施設の管理運営について、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

「柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、「柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審議された結果を踏まえ指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書23ページ、お開き願います。

議案第8号指定管理者の指定についてであります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、地域活動支援センターしらさぎ及び地域活動支援センターもみのきの指定管理期間が平成23年12月31日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理運営について施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。それに伴い指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、「柴田町地域活動支援センターしらさぎ」及び「柴田町地域活動支援センターもみのき」であります。

次に、指定しようとする法人その他の団体につきましては、角田市佐倉字町裏一番63番地社会福祉法人「臥牛三敬会」であります。

次に、指定の期間についてであります、平成24年1月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

平成18年に施行された障害者自立支援法に基づく法定施設の地域活動支援センターとして、地域活動支援センターしらさぎと地域活動支援センターもみのきの2施設を設置してあります。地域活動支援センターもみのきにつきましては、単独施設として設置要件利用者10人以上が満たされないため、今回も地域活動支援センターしらさぎが主、もみのきを従とした関係での運営となり、当該2施設を一体として管理運営していくことが必要となります。

現在、社会福祉法人臥牛三敬会が指定管理者として平成21年1月より平成23年12月31日まで、柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び地域支援活動センターもみのきを管理運営しております。開始して3年となり、利用者や指導員も運営環境になれてきた状況であります。これまでの社会福祉法人臥牛三敬会における指定期間の円滑な事業運営に加え、障害を持つ利用者にとって環境の変化が時として症状の悪化につながる場合があるため、指定管理候補者として引き続き社会福祉法人臥牛三敬会を公募によらずに単独指定いたしました。

過日開催した指定管理者選定委員会において、提出された申請書をもとにこれまでの指定管理者としての運営実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、社会福祉法人臥牛三敬会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第8号、指定管理者の指定についての採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時16分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月14日

議 長

署名議員 番

署名議員 番